

第百二回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十三号

昭和六十年四月十七日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 粕谷 茂君

理事 浦野 然興君

理事 森 清君

理事 後藤 茂君

理事 長田 武士君

理事 甘利 明君

理事 奥田 敬和君

理事 加藤 卓二君

理事 高村 正彦君

理事 椎名 素夫君

理事 仲村 正治君

理事 野上 徹君

理事 原田昇左右君

理事 水野 清君

理事 上坂 昇君

理事 浜西 鉄雄君

理事 横江 金夫君

理事 渡辺 嘉蔵君

理事 草野 威君

理事 福岡 康夫君

理事 伊藤 昌弘君

理事 野間 友一君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

通商産業大臣官房総務審議官 児玉 幸治君

通商産業省立地公書局長 平河喜美男君

通商産業省機械情報産業局長 木下 博生君

通商産業省機械情報産業局次長 棚橋 祐治君

中小企業庁長官 石井 賢吾君

委員外の出席者

環境庁水質保全 小川 康彦君

局水質管理課長 岡村 豊君

文化庁文化部長 室長 室長

商工委員会調査 朴木 正君

委員の異動

四月十七日

辞任

佐藤 信二君

林 大幹君

横江 金夫君

横手 文雄君

同日

辞任

関谷 勝嗣君

二階 俊博君

佐藤 信二君

横江 金夫君

横手 文雄君

伊藤 昌弘君

補欠選任

林 大幹君

佐藤 信二君

横江 金夫君

横手 文雄君

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

半導体集積回路の回路配置に関する法律案(内閣提出第六三三号)

中小企業技術開発促進臨時措置法案(内閣提出第六四号)

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。城地豊司君。

〇城地委員 半導体集積回路の出現はわずか二十五年前の一九五九年の集積回路の発明に端を発しました。そして、その後の目覚ましい技術革新の結果、高集積化が急速に進み、現在ではコンピュータ、OA機器、家庭電器製品、自動車等、産業経済、国民生活のあらゆる面でその利用が図られており、まさしく情報化時代における産業の米としての役割を果たしています。また、半導体集積回路を供給する半導体集積回路産業は、今後とも急速な発展が見込まれる極めて有望な産業でございます。

そういう我が国の集積回路産業の状況は、この資料にもありますが、昭和四十四年から今日までの経過を見ましても、例えば昭和四十四年には事業所数が三、そして従業員数が千四百名、製造品の出荷額が五十億というものであります。それから十三年後、昭和五十七年には事業所数が六百六十、そして従業員数が七万七千人、製造品出荷額が一兆六千七百二十億という状態になっているのでございます。非常に目まぐるしい発展を遂げておりますし、年間の成長率も二〇%を超えているという状況になっておるわけでございますが、これらのいわゆる集積回路産業の現況の中で、五十七年までの状況しかこの資料でとらえておりませんが、五十八年、五十九年、できれば六十年の見通しというものも含めてこの集積回路産業の現況について伺いたい。

さらに、各種資料では、今後十年間を展望していろいろの資料も出されております。これからも年率二〇%以上の発展を遂げるのじゃないかというとも言われておりますが、今後の展望も含めて、この集積回路産業の現況と今後の見通しについて最初に伺いたいと思います。

〇木下政府委員 今、城地先生御指摘の数字は、工業統計表のベースの数字を御指摘になったと思いますが、通産省の方の調べでICの売上高ということで統計をとっておりますが、それによりまして、一九七五年、昭和五十年には千八百二十億円の売上高であったものが、一九八四年、昨年は一兆九千六百八億円ということで、九年間に約十八倍になっておるわけでございます。特に昨年の伸びは非常に大きいものがございます。一昨年に比べて七割以上の伸びを示したということでございます。

そのように急速に伸びた理由は、集積回路の技術が、今御指摘のように急速に進みまして、例えばメモリーチップで言いますと、十年前には千とか四千とかというものが、現在は六万四千とか二十五万六千とか、あるいは近一百万の記憶素子が入るようなものが出ようというようになって、技術進歩が激しいためにまたコストも大幅に下がっておりますのでございまして、メモリーチップのコストを記憶素子一ビット当たりで計算しますと、十年の間に百分の一から二百分の一に下がったのではないかとこういう感じがいたしますが、そのような状況で急速にいろいろな機器類にこういうものが使われるようになってまいりました。そのために半導体の産業は急速にそのマーケットを広げ、成長を続けてきておるわけでございます。

ただ、昨年の秋以降、それまでの過熱的な需要の伸びの反動もございまして、需要家側で在庫調整を行い、需要は一服きみであるということが言えますが、アメリカもそうございまして、ことに限って言えば、一けた台ぐらいの成長にとど

まっています。

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、半導体集積回路の回路配置に関する法律案を議題といたします。

〇渡辺(秀)委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指定により私が委員長の職務を行います。

まるのではないかと感じがしております。

ただ、中長期に見ますと、今先生御指摘のように、年率二〇%ぐらいの割合で今後成長を続けていくのではないだろうかというふうに考えておりますし、半導体の技術も、現在の水準にとどまることを知らず、まだ大幅にその技術が伸びていくことも予想されるわけでございます。

○城地委員 日本の状況についてはわかりましたが、世界全体の、このIC関係ではアメリカが非常に大きなシェアを占めているわけでありまして、アメリカの現況、さらには、アメリカと日本が全体の九割を占めているというふうに言われておりますが、それらの状況について説明をいただきたいと思っております。

○木下政府委員 アメリカにおきましても、半導体の需要の伸びは過去ずっと非常に大きな伸びを示してきておたわけでございます。ただ、昨年は、コンピュータあるいはパソコン、そういうようなもの、あるいはOA機器等の需要の大幅な拡大で需要が急激に伸びたわけですが、後半にわたって需要が伸び悩んだことがございまして、八四年秋以来、アメリカの方においても受注が急減している状況でございます。日本の場合には、一応在庫調整もそろそろ終わったかという感じがいたしますが、アメリカの場合にはまだ在庫調整が続いているという状況でございます。

それで、米市場におきましては、注文を受ける数字と出荷する数字の比率が、八三年十二月ごろは注文を受ける方がはるかに多くて一・六六という数字であったわけですが、昨年の十二月にはそれが〇・六四ということで、出荷の量に対して注文を受ける量の方が非常に少なくなるという状況になったわけですが、最近では幾らか改善いたしまして〇・七八ぐらいまで戻ってきているという状況でございます。しかし、年を通じて見ますと、日本の場合には一けた成長ぐらいでございますけれども、アメリカの場合には、ことに限って言えばマイナスイ成長になるのではないかとというふうに思われております。

ただ、中長期に見ますと、先ほど日本の例で申し上げましたと同じように、二〇%台の成長が今後も続き得るというふうにアメリカ側の関係者も見ておるようでございます。

○城地委員 状況は大体わかりましたけれども、アメリカが現在世界全体の六割、日本が大体三割、その他で一割、概率的にそういう状況でございすけれども、これは私の独断かもしれないんですが、日本電子工業会なんかで一部の人の意見等は伺いますと、これからの七年後の一九九二年にはこのIC関係は大体五兆円を超えるのではないかとというふうに言われておりますし、二十一世紀に入る直前には二十二兆円にもなるという推定すらあるわけでございます。

それともう一つは、アメリカが現在のところまだ生産額が多いわけでありまして、現在のところだんだん日本の生産額が接近しているという状況で、ここ十年以内に日本の方が、集積回路産業だけを見ますとアメリカを追い越すのじゃないか、ただ単に生産額というだけでなく、いろいろな新しいものの開発も含めてでありますけれども、そういうような考え方を持っているのですから、それについてどのようにお考えになりますか。

○木下政府委員 先生が今おっしゃいましたように、確かに日本の半導体産業の伸びの方がアメリカの半導体産業の伸びよりも速いという面があるのは確かでございます。今御指摘のように、マーケットシェアで見ますと、アメリカ系企業が約六割ぐらいを占め、日系企業が三割ぐらいを占めているという状況でございますが、最近の半導体企業の設備投資動向等を見ますと、日本の方が新しい集積度の高い半導体を生産するための設備投資を積極的に行っておりますので、その設備投資の結果が出てまいりますと、生産量の伸びは日本の方がはるかに高くなるということもあらうかと思っております。一時的に世界の半導体の需要が若干停滞しておりますので、そのために日本の企業が設備投資をし過ぎるのではないかと懸念

をアメリカ関係者は持つておるようでございますが、ただ、長期的に見れば、それだけの設備投資をしても十分に需要とマッチすることができるというふうに我々は考えております。

ただ、半導体の場合に日本側の企業が割合有利な立場にありますのは記憶要素、メモリー関係の半導体でございまして、アメリカの方は計算をする機能を持ったマイクロプロセッサとかロジックとか、そういうものについて比較的強いということがございまして、技術的に見ますとそういう計算をする機能を持った半導体の方が非常に難しいというようになっております。過去からの技術蓄積を考えますとまだアメリカの方が高いということは言えようかと思っております。ただ、今後徐々に日本側が生産額におきましては技術水準につきましてもアメリカに追いついてくるというようにな形になるのではないかと我々は半分期待を持つて考えておるわけでございます。

○城地委員 これは見解の相違ですから、それからまた事実が立証するので、そのことについては静かにその情勢を見守りたいと思っておりますが、日本の集積回路製造業の関係では、通産省が五十九年十一月に調べました我が国の半導体集積回路の売上高と研究開発、設備投資の関係についての資料がございまして、これで見ますと、半導体集積回路産業というのは日本の産業の中でも非常に特殊な分野に属するのではないかとというように考えますのは、要するに売上高も伸びることは伸びておりますけれども、それに対して研究開発の支出、そしてさらには設備投資というようなものが非常に多いというのが特徴だろうと思うのです。一般の産業でこれだけ研究開発、さらには設備投資をする産業はないというふうに私は考えております。

一九七五年、十年前ですら研究開発の支出は売上の約二〇%、そして設備投資は一〇%、そして年々その傾向は変わらなず来ておまして、一九八四年の資料によりますと、研究開発は比率では一%、そして設備投資は三五・八%ということでございますけれども、金額的に見ると、例えば八

四年であつても研究開発が二千六百四十億、そして設備投資が七千二百億、両方合せて九千億以上の研究開発と設備投資をやっている。そして売上高が先ほど説明がありました一兆九千億というところでございまして、五〇%に近いものを研究開発と設備投資でやっている。産業として見ると非常に特殊なものである。それだけ技術が日進月歩しているという性格もあるし、回転が非常に速いという面もあるし、また、ちょっとおそろそかにしているとおくれてしまうという点もある、需要もまたどんどんふえていくという、まさにIC革命といえますか、そういう産業ではないかと思うのです。

そういう産業なんです、その産業を構成しているものを見ても、この事業所の数でいきますと、通産省の統計でいきますと、当初昭和四十四年、三つの事業所であつたのが、五十七年で百六十事業所と事業所がふえております。これは事業所という表示であるので、私たちは事業所よりもむしろICでいくとIC十二社とかいうようなことで一般に世間で言われているということでありまして、この百六十事業所の内訳、さらにはIC十二社という中に大企業、中規模企業、小企業と分類してどういうような形で存在しているのか。存在というよりも、大企業、中企業、小企業に分類してどういうような形になるのか、お知らせいただきたいと思っております。

○木下政府委員 半導体集積回路の技術進歩については今先生がおっしゃったとおりでございますが、ほとんどその集積度が高まっていくために、新しい設備を導入して新しい集積度の高いものをつくらなければならない競争に追いつけない、ある意味では非常に激しい、苦しい立場に各企業置かれております。ただ、幸いにしてコストがどんどん下がっていきまして、全体としては急速な拡大を続けておるわけでございます。現在、半導体集積回路製造業におきまして、日

本において製造を行っている企業の数でござい
ますが、私どもは主要二十八社というのを言っ
ておりますけれども、二十八社でございます。その
二十八社を資本金によって内訳を見てみますと、
資本金百億円以上のものが十五社、それから十億
円から九十九億円までが九社、それから一億円か
ら九億円までが四社ということでございまして、
半導体をつくり出すためにはその高度の技術を有
した莫大設備投資を行わなければいけないとい
うようなことで、半導体製造企業自身はすべて大
手によって占められているというようにござい
まして、中小企業はそういう企業の完全な子
会社か、あるいは関連企業、下請企業という格好
で存在しているというのが現状でございます。

資料によりますと、アメリカの方でいろいろな形
で保護法案、半導体チップを保護するという意味
で保護法という名称が使われておりまして、私ど
も、本法案の審議に入る以前に提案をされた提
案の概況を見ますと、それらは半導体チップの保
護に関する法律案、仮称ということになっておっ
たのでございまして、今回正式に出してきました法律
案を見ますと、保護という字はないわけでありま
すが、半導体集積回路の回路配置に関する法律案
ということになったので、非常に温かい「保護」
という言葉がないのですが、これらはどういう形
で、当初、仮称であつてもとにかくチップ保護、
チップ保護ということと呼ばれていたものをこう
いう正式な形の「回路配置」というような関係で
出てきたのか、その辺に何か特別な立法の過程で
の問題点があつたのかどうかということが一つで
ございまして、

それからもう一つは、これは通産大臣にお伺い
をしたいのですが、この法案を閣議で決定する際
に、今回の場合にはどのように大きく考えている
のか、大きく考えていないのか、昨日の同僚議員
の質問の中にもありましたが、結局、新しい法律
をつくる、日本には余り例のない法律、しかもア
メリカが法律をつくった、しかも、そういう意味
で相互主義であるから日本でも法律をつくらなけ
れば日本の産業の保護もできない、そういうよう
な意味合いを含めてこの法律を提案されているわ
けであります。これらの提案をされた際に、恐
らく閣議の中では、新しい法律だから通産大臣、
しつかりやってくれよというぐらいの中曽根総理大
臣あたりが言ったのか、それとも他の大臣が、外
務大臣あたりが外国との、アメリカとの特に問題
があるからしつかりとやってもらいたいという意
見を言ったのか。とすれば後からいろいろ意見
を出したいと思ひますけれども、それぐらいのこ
とは言ったんじゃないかという類推をするわけで
あります。その辺については大臣から、事実関
係だけを結構ですから、あつたのかどうかとい
うことを伺いたいと思ひます。

たときと同じく半導体集積回路の回路についての
権利を保護する法律を知的所有権法的観点からつ
くる必要があるのではないかとこの点の日本側
の合意ができておたつたわけでございます。

アメリカの方が法律制定の作業は早く進みまし
て、今先生御指摘のように昨年十月に議会で成立
し、十一月に法律になったわけでございますが、
日本の方も八三年十一月にその作業部会で提言を
行つて以降いろいろと検討を行つておりまして、
検討を行つてきました結果、昨年の秋から産業構
造審議会に小委員会を設けて外部の先生方にい
ろいろと検討いただいたというようにございま
す。その結果今回の法律の提案ということにな
つてきたわけでございますが、これは世界の九割
を占めております日米両国において半導体の集積
回路の権利を保護することが必要だということ
で、その保護する必要性については日米ともに同
じような事情があるということとでその法律をつ
くるに至つたわけでございます。

次に、今回の法律案を提案するに至つた経緯
についてでございますが、アメリカにおいて、一
昨年の五月に半導体チップ保護法案がアメリカの
議会で提案をされた、そして昨年の四月、五月に
いろいろな過程を経ましたが、最終的には五十九年
十月にこの半導体チップ保護法案がアメリカの議
会で成立をした。そして、十一月にレーガン大統
領が署名をして発効したということでありま
すが、それを受けて日本においても、それに対応
するために半導体チップに関する法制問題小委員
会が昨年の十月に発足をして、七回の会合を経
て、本年の一月に半導体チップに関する法制問題
小委員会報告というのをまとめたと思ひます。
そして、アメリカがそういうことで法制化し
たのを受けて、今回の閣議決定をして本法案の提
出ということになったのだと思ひます。

そういう経緯があるわけでありまして、それ
それらの経緯の中で、私は前からいろいろな資料
をいただいてその資料を見ているのですが、その

〇村田 田務大臣 半導体集積回路の回路配置に関
する法律案の閣議の経過についてでございます
が、実はこの法律案のことにつきましてはつとに
必要性が言われておりまして、私がブロックさん
とお会いしたりした際にも既にこの話が出て、ア
メリカでは既に制定をしているのだから日本では
ぜひやってくれというお話がありました。エレク
トロニクス分野の日米の会談に関連をして、これ
については必ず措置をいたしなうという約束
もいたしております。担当の閣僚各省ともい
ろいろ根回しをし、次官会議を経て上がったわけ
でございます。

したがって、これが閣議に上つてまいります前
に、総理やあるいは外務大臣やそういった関係方
面には私から十分御了解をとつておたつたわけ
でございます。したがって、閣議の席上でこの問題
に対する質問などはもう出なかつたわけござい
ます。というのは、根回しが事務当局を通じて、ま
た私自身を通じて十分に行われており、御理解を
いただいております。これは内閣全体を通じてよく認識
をしていただいておりますと思ひます。

〇木下 政府委員 最初に御質問のあつた二点につ
いてちよつと申し上げたいと思ひますが、本法案
をつくりましたときの経緯でございますが、今大
臣の方からも御説明がございましたけれども、も
う少し古くさかのぼって見ますと、通産省とそれ
からアメリカの通商代表部、アメリカの商務省と
の間でつづつております日米先端技術産業作業部
会というのがあります。八〇年代の初めごろか
ら通産省の場合には機械情報産業局長がヘッド
になりまして、その作業部会ではいろいろ先端技
術産業問題についての議論を行つておたつたわけ
でございます。その中で取り上げましたテーマが
この半導体集積回路でございます。例えば一九
八三年十一月にその作業部会で提言を行いました
のに伴ひまして、例えば日米両国間で半導体集積
回路の関税率をゼロにしようというような提言を
行つたということがございます。その提言を行つ

す法律、特許法にいたしましても著作権法にいたしましても、日本の場合には法律の名称には保護という言葉を使っておりません。そういう前例にも従いながら、私どもの法律の名前を最終的にどのような形で決めさせていただいたわけでございます。

○城地委員 新聞等の報ずるところによりますと、日本の半導体の回路保護についてはアメリカの半導体チップ保護法案とほぼ内容は同じであるということも聞いておりますけれども、昨日からの同僚議員の質問の中で、アメリカの半導体チップ保護法案の中には相互主義というものがある、日本の法案にはそれが無い、非常に大きな違いではないかと思うのですが、その相互主義という件について御説明をいただきたいと思ひます。

○木下政府委員 今御指摘のように、アメリカの半導体チップ保護法には相互主義の内容の規定がございます。

これはアメリカの法律の九百二条でございますけれども、私どもの方で言っております回路配置のことをアメリカではマスクワークと言っておりますが、マスクワークの権利者が、第一に「合衆国の国民もしくは居住者」、第二に「合衆国も当事国であるマスクワーク保護に関する条約の一当事国である外国の国民、居住者もしくは主権者」、これも条約はまだできておらないわけでございまして、もしもできた場合のことを想定してそういう規定が入っております。それから三番目に「その者の居住地の如何を問はず無国籍者である場合」ということが書いてありまして、それでその法律のいわゆる二項に当たるもので「外国が、合衆国の国民もしくは居住者が権利者であるマスクワークに対して、その国の国民ならびに居住者のマスクワークおよびその国において最初に商業的に利用されたマスクワークに、その国が保護を与えるのと実質的に同じ基準」ということを言っております。合衆国の国民に保護を与えている場合には、そういう国の回路配置に対して保護を与えるという意味での規定が入っております。

す。それを私どもは相互主義と言っておるわけでございます。

したがって、アメリカの法律の立場に立ちますと、日本がアメリカの企業に対して保護を与えるような法律をつくった場合に、しかもその法律の中身が実質的に同じような場合にアメリカにおいて日本の企業の回路配置を保護することができるということになっておりますので、そういう意味でアメリカは相互主義の法律をとっているわけでございます。

ただ、日本の場合には、いろいろと検討しました結果、すべての外国の回路配置につきましても、それが創作者であればその保護を認めようという形にしたわけでございます。

○城地委員 日本とアメリカとの関係についてはわかりましたが、全体の今一刻と言われておりますがヨーロッパ各国、さらには新興工業国家群、最近では韓国で非常に多くやられていて、これは韓国資本だけではなくてアメリカ資本、技術というふうなものをもつて韓国で非常に多くやられておる。さらには台湾、香港、シンガポールの新興工業国家群でもいろいろやられてきておりますし、また将来を考えると、日本がかつてそうであったように、これらの新しい国が技術を体得して、そして俗な言葉で言うところの日本を追い越す、追いつき追い越すということにならないとも限らないわけでありまして、これらのいわゆる新興工業国家群やヨーロッパにおけるこれらの法律に関する立法化とか、さらにはそれに類似したような動きがないのかどうか、伺いたいと思ひます。

○木下政府委員 ただいまの段階ではアメリカでそういう法律ができておりますし、ここで御審議いただいて日本の法律が成立すれば二番目の国になるわけでございますが、それで本来世界の九割を占めておりますけれども、残り一割を占めております国においても半導体の生産が行われておりますし、世界的にそれが流通するということでございますから、私どもとしては、できるだけ早く

同じような法律がほかの国でもできた方が望ましいと考えておりますが、ヨーロッパあるいは韓国等において同じような法律を立法化しようという動きは今のところ出てきておりません。

○城地委員 それらの関連で先ほどもちよつと御説明がありましたが、いわゆる世界的所有権機関、WIPOで国際条約の動きがある。伝えられるところによると、本年の九月ころから具体的に動くという情報があるのですが、それらについてはどのようにお考えですか。

○木下政府委員 一昨年の六月に開催されました世界的所有権機関、WIPOの委員会におきまして、半導体集積回路の保護の必要性がますます増大している点について議論がなされたわけでございまして、それでこの問題についての検討を優先的な課題として行おうという提言がその際なされております。

これを受けましてWIPOにおきましては、我が国において本法案が成立した場合には日米両国の回路配置保護法を参考としてつづつモデル法案、国際条約等の検討に入る予定と聞いておりまして、この秋ごろからその検討が始まるのではないかと、いうふう聞いております。

○城地委員 本法案の条文の中で特に非常に大きい重要な要素を占め、昨日も同僚議員からいろいろ質問がありました今回のこの法案は、回路配置利用権を設定するのは創作者が設定登録をする、そしてそれを認可する、しかも、その申請書を提出する過程では手続が非常に簡便にできるというような話がありました。そして、その設定登録が終われば回路配置利用権が発生する。これは本法第三条、第十二条等々との関係でそういう利用権が発生をする。そして、それを手がけるといいますか具体的にいうのは指定登録機関、第二十八条に載っておりますので、この指定登録機関は通産大臣の認可である。新しくこういうような制度を充足させるわけでありまして、先ほども私は閣議の内容も伺いました。通産大臣からもお答えがございました。

昨日の同僚議員との質疑の中でもこの問題がはっきりしなかったものであります。こういう新しい法律をつくって、事始めですから一番最初が肝心なわけであって、指定登録機関がどこにやらせるのか、だれにやらせるのかというように構想その他もはっきりしないままに法律をつくって、登録機関はその後の省令だとか政令だとかいうようなことではまずいのではないかとこのように感じ持っておりますが、それらについては現在どのように構想しておられるのか、はつきりとお答えをいただきたいと思ひます。

○木下政府委員 本法におきます回路配置の登録は、第一義的には通産大臣が行うことになつておりますが、今先生御指摘のように二十八条以下の規定によりまして指定登録機関を指定しまして、その機関に事務の全部または一部を行わせることができるというふうなことになるわけであります。それで私どもは全部内、今後どのくらい登録の需要見込みがあるのかという点もまだはっきりいたしませんけれども、通産大臣が直接登録をする形にするか、指定登録機関に委託する形にするかというところを検討しておりますけれども、年間数千件、場合によっては五十件くらいの登録の申請もあり得るということでございます。私どもとしては現在の段階ではむしろ指定登録機関に全部または一部を委託するというようなことで考えた方がよろしいのではないだろうかという感じにはなっております。

ただ、まだそこまで最終的に結論を得ておるわけではございませんが、指定登録機関にやらせることにした場合にはどういう機関にやらせたいのかという問題もございまして、それは全体としての仕事の量がどのくらいになるかというところ、あるいはやらせた場合にその事業自身が独立採算でやれるようなものになるかどうかというようなことを考えていかないといけませんので、最終的にはその点も含め考えながら、既存の機関にやらせるのか、ほかの事業も一緒にやるような新設の機関にやらせるのか、そういう点について少し詰めて

みたいというふうな感じを持っておるわけであり
ます。

○城地委員 そういふふうに言われると、きのう
とまた同じ議論になるのですが、いろいろな経過
があったけれどもアメリカでも法律ができた。日
本でもこういう新しい法律をつくる。そして回路
配置利用権を守る等々非常に前向きに法案を提出
される。しかもこの小委員会が答申が出たのは一
月二十二日です。それから、前々からあったこと
とはいいながら、早急に検討して法案を国会に出
して今審査しているというように、これから考え
ますと、件数がどうであるとか独立採算がどうで
あるとかいうようなことは言っているべきことでは
ないのじゃないかと思うのです。

しかも二兆円の産業である、その産業は将来大
変なことになる、だからこの法律を今やるのだと
言っておいて、だれにやらせるのだ、どこがやる
のだと言うと、いや今検討中だ、件数が二千件に
なるか五千件になるかわからない、極端に言う
と一件になるかわからないというように、これはま
ずいわけです。いずれにしても、これだけの産業
なんですから、こういうような制度を実施して一
件、五件、十件というようなことではないことは
だれが考えても常識なんです。二千件になるか五
千件になるかは人の配置も何も違うでしょう。

しかし、仮に少なくても二千件であっても、多くて
一万件であっても、それに対してどういうところ
で、どういう人に、どういうふうにするかとい
うことをびしりやっておかなければ、法律を
通したって、実際上先につくって後から何かする
のだと言っても困るわけです。そういう意味で
は、指定登録機関にやらせるのか、通産省でやる
のかまだわからないというように、言っている
たのでは困るのじゃないかと私は思うのです。

その辺のところは、通産大臣は最高の責任者で
すから、この法律を提起したときに恐らく頭の中
に構想があると思うのですが、この法律が通ると
日本全国から出てくる。きのうの同僚議員の質問
でも、一つのものでやらせたいということでは

う。それが二千件出てきたときにはそれを処理し
てやっていく。そうでなければ次から次へと安心
して出してこれられない。さらに後ほど触れま
すけれども、今度登録しますとそれが登録簿に載
る。そうすると、原簿を見せなくてかどうい
うものが登録されているんだとか、要するに特許と
同じですね。それそのやろうとする人が現在の
状況を把握しながら今までもよりもっと活発に新し
いものを生み出していくためにこういうようなこ
とにするわけであります。それなのにどこでやる
かわからない、何人やるかわからない、どんな
人がやるかわからないということでは果たしてい
いのかどうか、私は疑問に思うのです。

これは通産大臣、この法案を提案するときに、
構想としてどんな形でだれにやらせるか、どうい
うようにお考えになったか、はっきりとしていた
だきたいと思うのです。

○木下政府委員 私どももいたしましては、昨日
来御説明申し上げているように、申請の件数が毎
年数千件程度になるのではないかと一応の予
想を立てておりますので、それに基づきましてど
のような登録体制が一番適当なのかという検討は
十分詰めておるわけでございます。ただ、今の段
階においてこの案でいきなりということでは最終
的に決まっていなくて、いざというところまで最
後の点あいまない感じをお与えしたのにはまことに私
の御説明の仕方が悪かったということでも申しわけ
ないと思っております。数千人程度の申請があつた場合、現在の役所の体制で通産
大臣自身がその仕事をやるという形にいたします
と、どうしても新たな仕事になるし、人員の増加
の問題等も出てくることとございますので、むし
ろ私どもは指定登録機関に事務の全部または一部
をやつてもらつた方がいいのではないだろうかとい
うような感じを持っておるわけでございます。

それで、まずアメリカの場合をちょっと御説明
申し上げますと、アメリカの場合には議会の著作
権局で仕事をすることになっておりますけれども、
パートタイムを含めて六名程度で現在一応出

発しております。

それで、今回の登録が一応書面審査というか書
面を見るだけで、実体の模倣かどうかというよう
な内容にわたる判断をしないというような仕事で
ございまして、それほど大きな規模のもので、
たくさんの人を抱えてその仕事をやっていく必要
はないのではなからうかなというふうな感じがし
ておるわけでございます。

ただ、そのような小規模のものについて、それ
だけのことをやるために特別に新たな法人をつく
ってやるというのは必ずしも適当ではないのじや
なからうかなという感じがしておりますので、ほ
かの事業をやることになつていく機関の一部の部
門においてその仕事をやらせてもらうというふうな
形が適当ではないのかなという感じになつており
ますが、最終的にどの機関でやるかという点につ
いては、まだ私どもとしても態度が決まつており
ませんから、こういう形で御説明しておるわけで
ございます。

○村田田務大臣 今、木下局長から詳細御説明申
し上げたところでございます。昨日も水田委員か
ら非常に御親切な御質問があり、また城地委員の
御質問も今後のことをおもんばかつての御質問で
ございまして大変重要だと思ひます。

この法律案を上げたいままに、この処理
の問題についてはたびたび事務局では議論いた
しております。ただし、きのうも水田先生に
お答えしましたように、白地に初めて絵をかくと
いうことでございまして、世界的に見ましてもま
だアメリカに法律があるだけでございまして。しか
し、この法律自体の必要性はもうつとに認識をせ
られておるところであつて、どうしてもこれをこ
の国会で早く成立をさせていただきたい。それに
よつて、施行期日は一年以内に政令で定める目と
なつておりまして、余裕期間を設けております。
そして、新しいこうした事務を始める。しかも世
界的に要請された極めて重要な事務であるとい
うことで、準備、勉強その他は十分にやっておる
つもりでございますが、いよいよ法律を通していた

だしまして、登録件数であるとかいろいろな状況
を踏まえて対応していきたいということとござい
ますので、ぜひひとつそういった形で御支援をい
ただきたいと思ひます。

○城地委員 私はかつて、この指定登録機関とは
若干規模も違ひますし非常に大きいのですが、新
エネルギー開発機構の審議を本委員会でもやつたこ
とがございまして。あれは非常に規模も大きいし、
全日本的な課題、新エネルギーということをやつ
たので、事前に、その組織とか人員配置とか、そ
ういふことが提案されたと思うのです。大きい小
さいの問題は別にしても、とにかくスタートする
ということは大変なことですから、しかも未知の
世界のことをやる。

きのうも同僚議員から質問ありましたように、
具体的にやるのに、例えば指定登録をするのに高
度の知識が必要ないといつても、ある程度の知識
が必要だ。そうでなければそういうものの指定登
録というものはできないわけでありまして。そうい
うことから考えていきますと、当然事前の準備が
相当必要である。ですから、新しい制度を、たと
え二兆円規模の産業であつてもそれを保護するた
めに、将来また伸びるということを考えてやるん
だとすれば、事前に人員配置をする。事前にこ
ういふようなことをやる。そしてそれをやつてみた
結果、おおむね平均的には五千件くらいを予定し
た。実際には初年度二千件しかなかったとしたら
てそれでいいじゃないですか。

人員の配置が、例えばアメリカで六名でやつて
おるといふのが、我々は六名や五名じゃ日本の場
合はできないと思ひますし、スタートですから二
十人とか三十人とかで仮にやるとしますね。二十
人を配置して本当は五千件くらいあればおおむね
いい仕事量だと思つて始まつた。しかし二千件し
か初年度なかった。少し遊ぶようになるとしたつ
て、それはそれとして、スタートした仕事があつ
ていくわけですからいいんであつて、それを数年
間見た結果、そして長い目で見て毎年二千件だ
とすればそれに対応するようにやっていくという

のが、これがいわゆる一般の民間企業とか、私は民間の出身者だからいつも言うのですが、スタートで万全を期してやっていく。そしていろいろな変動に対応する。それが柔軟性ですから、五人でいいということになれば五人にすればいい、二十人が五十人必要だとすればそうすればいい、二十人、少くとも最初の心構えということについてはそういうことでスタートするという構えを見せなければ、幾ら説明聞いたって、いや、こういうことで通産省でやるのは何ですか指定登録機関を設けたいと思う、仕事はどうもあいまいだからどこかの機関と一緒にやらせてみたいと思う、先ほど局長は構想を発表されましたが、そういうことでなくて、これならこれでいいかと思う、業務が多かったら変更したらいいのじゃないですか。変更することは考えないから、やはり私はまずいんじゃないかと思うんです。

最初のスタートでやる時にはそういう勇気を持ってやるということがいわゆる民間の活力であり、それから柔軟性を持つことが法律を生かし、そしてこれらの産業を保護することになるんじゃないかと思うんです。そういう意味では今の法案審議している重要なあれなんです。おおむねこれぐらいでやりたい、こういう機関にやらせたらどうかと今案を考えている、構想として第一案、第二案と、これぐらいあるぐらいのことを言ったっていいんじゃないですか。私はそういうことが非常におかしいと思うんです。構想ならいいんじゃないですか。局長の構想で第一案、第二案、まあ第三案でもいいですが、この案があつてどれかやりたいというのが当たり前だと思ふんです。

○木下政府委員 私どもの方でいろいろな構想を考えていることは先ほど申し上げたわけでごいいます、最終的に固まった構想でないために非常に奥歯に物の挟まったような物の言い方をしてまことに申しわけなく思つております。私どもとしては、先ほどアメリカの例を申し上げましたけれども、当面は五、六名程度の小規模な

もので足りるんじゃないのかという感じがしておりますので、そのような規模であるとする、独立の機関でそういうものをつくっていくのは必ずしも適当ではないだろうという感じを持っております。

それから、予算規模にいたしましても、先ほど数千件ぐらいの申請が予想されるということを上げましたが、例えば手数料を一件当たり一万円程度のものを取るといたしますと、全体として数千万円の予算規模になるわけでございまして、その程度の事業規模のもので指定登録機関を考えていったらいいのではないかというふうに考えておるわけでございまして、最終的に固まった案ではございませんが、私どもが一応内部で議論しております案といたしましては、特許庁がペーパーレス化をやるためにそのペーパーレス計画に沿つて過去の資料等を加工するような団体をつくりたいということを考えておるわけでござい

す。それで、そのような団体が可能であれば、そちらの方は相当規模の大きなものになるかと思ひますけれども、その規模の大きなものの団体ができましてときには、同じような権利関係の仕事をするわけでございまして、そういう機構に今申し上げましたような人たちを付置して、しかも、その人たちは中立、公平でなくてはいいませんので、業界で今まで仕事をしていたという人ばかりを直ちに持つてくるというわけにいきませんので、そういう中立、公平な、しかも半導体集積回路について知識のある人を集めてくるというようなことでやる案はどうだろうかという

ことを考えておりますが、ただ、これはまだ最終的なものになっておりませんが、私どもが、ただ事務的に内部で検討している案でござい

想だ、構想が三つあるのでどれにするかは決まらないうるが、そのことは言わないとまずいんじゃないかと思ひます。

それから、もう一つだけ要望しておきますが、先ほど局長は独立採算というのを言われました。私は独立採算という言葉は非常に嫌なんです。独立採算というのは、ある意味でちゃんと動くようになったときには独立採算もいんですが、物を始めるときには大体マイナスになるのが当たりまえなんです。企業でも店を開いて何か商売やるにしても、最初はマイナスからスタートして、どこかで採算分岐点があつて、それでプラスになっていくということなんです。仮にこういう仕事であつても、独立採算だつて最初は恩恵を受けてやつても何も人に金をくれてやるわけではないのであつて、余りそういう独立採算を考えて、これから質問しますが、これからの登録手数料なんかの問題も余り独立採算を考へる必要はないんだと思ひます。

そういう意味で、この指定登録機関を考へるときには余り独立採算、海のものとも山のものともわからないのに独立採算ということは普通あり得ないのであつて、最初は投資は多かつたといふんです。むだに金を使うわけじゃないのです。その人たちが、こつちが損をしたといふときは向こうがもうかつたといふことになるわけであつて、だんだんバランスをとつていけばいいわけであつて、独立採算なんといふことは余り考えないで、とにかく仕事がどうやたらうまいのかというようなことを中心に考えてスタートしても望みたいと思ひます。

それから次に、登録手数料の問題ですが、今一つの例で言われましたけれども、アメリカは非常に情報として聞きました。日本の場合には今考へてゐるのが非常に高い。アメリカは何か二十ドルですと、今度は特許とは若干違ひますけれども、

どうも高いことを考へてゐるようだという、仄聞するところの情報なんです。その登録手数料はどの辺のところを考へていらつしやるのですか。

○木下政府委員 登録手数料につきましては、先ほど申し上げた一つの案として一万円程度ということをお願いしてございまして、この法律の中で登録料のことが一番最後に挙がつておりますが、これはたしか一万八千円でございますけれども、登録事務を行うためにはいろいろな資料を出してらつて、それを閲覧簿をつくらせて保存しておくというようなことでコストがかかるわけでございまして。アメリカの場合には著作権局で仕事をやっていますので二十ドルという比較的安い金額で登録を受け付けていると思ひますが、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、その事業が独立して運営されるために必要にして十分な額ということを考へておりました、全体の登録件数、事業に必要なコスト等を考へて決めたと思ひておりますが、一つの考へ方として一万円程度のものがあつて得るのではなからうかというふうに考へております。

それから、先ほどの私の御説明、不十分だった点で追加させていただきたいと思ひますが、独立採算といふことは申し上げましたけれども、確かにおっしゃいますように、最初のうちは特に事業の規模がはつきりしないで不安定であるといふようなこともありますので、民間の出捐を得るというようなことも十分考へて、もし指定登録機関を指定しました場合には、その事業の運営基盤が確実になるような形でやつていきたいといふことは考へております。

○城地委員 次に、時間が余りありませんので、具体的な問題点について伺いたいと思ひます。法の第十二条の「回路配置利用権の効力が及ばない範囲」という中に、第二項に「回路配置利用権の効力は、解析又は評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為には、及ばない」と。この「解析又は評価のために登録回路配置を用いて」云々、これはどういう意味です

か。

○木下政府委員 半導体集積回路産業におきましては、既に開発され利用されております半導体集積回路をいろいろ解析、評価いたしまして、どのような形でつくっているかというところを研究する、その解析、評価した結果に基づいて今後新しい半導体集積回路をつくるに、そのようなやり方についての知識を十分参考にしながら新しいものをつくっていくというような慣行ができておるわけでございます。それを英語ではリパースエンジニアリングというような言葉を使つて言っておるわけでございますけれども、そのようなことをやること自身で、全体としての半導体集積回路の技術の向上が図られるというようなことはございますので、この法律において半導体集積回路の模倣を防止するということは一方では考えながらも、実際に使われております半導体集積回路を解析または評価いたしまして新たなものをつくっていくための、その基礎としますために、登録回路配置を用いて半導体集積回路をそのようなりパースエンジニアリングにおいて製造する行為には及ばない。しかし、つくったものを、たくさんつくっていつて販売するということになれば、しかもそれが同一の、模倣したものであるというふうな判定されるものであれば、それは当然この法律において認められないものになるわけでございます。

○城地委員 今度の回路配置の関係で第三条に「回路配置利用権の設定の登録」というところがありまして、この関係で見ますと昨日も同僚議員がいろいろ質疑をした内容で、要するに創作者が設定登録をする、申請書を提出する、しかも「回路配置を記載した図面又は当該回路配置を現した写真及び申請者が」云々というふうな書いてあるわけでありまして。その後段に「その他通商産業省令で定める資料を添付」ということになっておるのですが、きのうの説明では非常に簡単な書類で審査をする、審査というよりも登録してそのまま認めるという形で、余り審査という内容が入って

いないのですが、この省令で定める資料というのはどういふものを指しているのですか。

○木下政府委員 資料といたしまして具体的に私も考えておりますのは、製品自身もその一つになるかと思ひます。それ以外に回路配置開発に当たった開発者あるいは開発期間というようなことを説明した資料等も提出していただくかというふうな考えております。

○城地委員 そうすると、資料というのはそんなに難しいものではないという感じで受け取つていいわけですね。

○木下政府委員 それは難しいものではないというふうな受け取つていただいてもよろしいかと思ひますし、それからまた企業秘密にわたるようなものも余り無理に出していただくことは考えておりません。

○城地委員 第二十四条の関係で「善意者に対する特例」とのところで、私は法律の専門家ではないので非常にわかりにくいのですが、この善意者という言葉そのものが法律で使っているのかどうか。概念として非常にわかりにくいのですが、けさちよつと法律の専門家に聞いたら、善意者という言葉はないが、善意という言葉と悪意という言葉は法律用語にはしよつちゅう出てくるという言葉ですが、今回の場合、これは要するに、模倣しようとしたのではなくて何もわからなくて使った人を善意者と言つてここに書いてあるわけですね。そうすると、善意者という言葉ではなくて、何かもつと適当な言葉はないのかどうかという点ではどのように考えられたのでしょうか。

○木下政府委員 法律の中では先生今おっしゃつたように、「模倣した回路配置を用いて製造されたものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者」を善意者という言葉を使つて表現しておるわけでございます。ちよつと私とこへ、手元に民法を持っておりますが、民法や何かにも善意無過失とかというところで善意という言葉を使つて、こういう知らないことに関連して使つた言葉がたしか法律としてもあつたのではないかと

いうふうな考えております。

○城地委員 ほかに言葉がなければ善意者でも仕方ないのですが、善意者という今度は悪意と善意と二つあるわけですね。善意という言葉は確かに法律の専門家はあつたと言つたのですが、どうも善意者に対する特例というのとはちよつとなじまないが、どうしてもそれに相当する言葉が見当たらないというところであつたのではないですか。

次に第四十八条、回路配置登録の関係で伺いたいと思ふのですが、結局設定登録されますと、原簿に保管される。そしてその原簿の謄本や抄本は自由に、例えば第百号、ちよつと私はそれを参考にしたいのだということであれば、その原簿から磁気テープや何かに写して幾らでも、お金は当然払うでしょうが、来るわけですね。そういう中に一つだけただし書きがありまして、「通商産業大臣が秘密を保持する必要があると認めるものを除く。」ということが書かれております。この「通商産業大臣が秘密を保持する必要があると認めるもの」というのはどういふ判断でやられるお考えなのか、伺いたいと思ひます。

○木下政府委員 先ほど登録の申請のときに、企業秘密にわたるようなものまでは必ずしも申請添付資料としてはお願ひしないことにしているというところは申し上げましたけれども、この四十八条で書いてございますのは、企業秘密にわたるようなものを除くという意味でございます。提出されたものの中に、企業としては、指定登録機関は中立、公平な機関でございますけれども、そこには出すが一般の人たちには見せてはほしくないというふうなものがあつて得るものでございますから、そういう種類のものはこの閲覧の対象からは外すというところでございます。

○城地委員 それの判断は、これは通商産業大臣が判断するのですが、具体的にだれが判断するのですか。

○木下政府委員 通商産業省自身で登録をする場合には、もちろん内部の基準をつくつてそれで判断することになるわけですが、指定登録

機関にそれを依頼する場合には、指定登録機関に対して一定の基準をはつきり示しまして、その基準に従つて閲覧するかしないかをはつきりさせていきたいと思つております。

○城地委員 いや、基準じゃなくて、最後に判断する人は、その指定登録機関の長ですか、具体的に事務をやる人ですか。

○木下政府委員 判断する人は、その指定登録機関の長に当たる責任者が判断するということになるわけでございます。それで、指定登録機関の人たちについては、いろいろと欠格条項とか、三十八条で秘密保持義務というふうなものがあつておりますので、そういうふうな人たちがそういう義務を守りながら、しかし、責任はあくまでもその指定登録機関の最高責任者が判断していくということになると思ひます。

○城地委員 最初の質問と若干ダブりますが、昨日の読売新聞に、アメリカの半導体不況が深刻になつていふこととで「七カ月需要低迷 相次いで減産 日本にもかげり」という見出しが出てゐるわけですが、これについてはどういふふうな御判断になりますか。

○木下政府委員 確かに今おっしゃつたような事態が起つておりました。一つは、その需要が急速に伸びておりましたのが、踊り場というのか、一時的な停滞を起しているというところがございますし、それに加へまして、昨年非常に需要の伸びが激しかったために、各企業とも増産体制に入つたということで、供給の方も非常にふえてきた。その両方から、供給がふえ需要が停滞しているというところで、価格的にも非常に下がつておりますし、そのような事態になりますと、物がなくなるのではないかと懸念して、どんだ在庫補充をしようという企業がある。一時的に市場には物がたくさんあるというふうな状況が現出するわけでございます。そういう事態がアメリカにおいても起つておりましたし、その程度はひどくなくとも、日本においても似たような事態が起つていふと

いうことでございます。

○城地委員 時間が参ったようでございますので、先ほどのいろいろな質疑を通じて大臣も十分御承知だと思えますけれども、私は先ほど考え方のほとんどを言ってしまったのですが、新しいことを始めるのにはそれなりの準備が必要だ、準備の体制の若干はあってもいいじゃないか、スタートする時点で、むだというのはそれだけ充実するということですから、そういうことで万遍漏なきを期していかなければならないのではないかとこのように考えていることが一つ。

それから、一方、この集積回路の關係は、報道機關の報ずるところでもおわかりのように、將來は百メガビットの開発もできるということになるし、二十一世紀にはこの集積回路産業だけでも、ある調査によると、二十二兆円になるのではないかと、そういうような予測もあるわけでございます。そういう点から考えて、そういう産業の保護する集積回路の回路配置に關して登録をさせ、そしてそれらを活用させ、そして保護し、産業を育成するという今回の法律でございますが、そういう意味ではまだまだ未知の部分も多い、それから、いろいろなことについていくと思ふのです。

私は先ほど二、三の質問をいたしましたけれども、例えば今度、登録した原簿の活用などというようなものも、そういう意味では非常に広く公開され、それが産業全体に、ある意味では別な意味の活力を与えていく。今までは内々にいろいろなところから情報を収集するというのも、今度はある意味でチップの關係の情報はそこで一括してわかるわけでありまして、そういう意味で、産業の育成に非常に役立つのではないかと、一面があるわけでありまして。

ただ、一方では、先ほど質疑の中で明らかにしたように、この集積回路産業は、設備投資、研究投資というのが非常に必要である。そのため、先ほど二十八社の内容の説明もございましたが、要するに、大企業はある意味では自分の力がありますから自分の力で進んでいくことができます。

ますが、中規模企業といいますが、先ほど言われた、そんなに小さくありませんが、一億から九億くらいの資本金というような企業は、やはり相当やりくりが大変じゃないかと思ふのです。そういう意味で考えますと、そういう点の企業の育成という面も、この法律だけではありませうけれども、産業政策全体としてやっていく必要があるのじゃないかというふうにも考えます。そういうことで、できれば、こういう新しい法律をつくるのですから、運用もスムーズにいったいほしい、それがこの産業のますますの発展に寄与して欲しい、というように考えておるわけでございます。

最後に大臣から、この新しい法律をつくり、新しい制度をつくるに当たっての決意のほどをお伺いして、締めくくりにしたいと思います。

○村田國務大臣 城地委員の先ほどの御質疑、それからまた、昨日来のこの委員会における御質疑を通じて、私も御趣旨はよく理解ができたと思ひます。

通産省で昨年の四月に取りまとめた日米先端技術産業作業部会の提言というのがございまして、この中には、貿易、投資、技術、その他いろいろな各項目にわたって日米間でこの問題についてこれからやっていかなければならないという中長期的なビジョンが示されております。

それからまた、先ほど来城地委員の御質問にもありましたように、いわゆる半導体チップ、この業界の投資それから収益、いろいろな国際的な動き等がだんだん明らかになっておるわけでございますが、通産省といたしましては、この分野が非常に前向きな、しかも白地的な部分でありますところから、この法律施行に伴う先生方の御要望あるいはいろいろな御質疑といふものを踏まえまして、この法律施行が、国際的にも、また日本の産業を発展させるためにも大きな効果を発揮することができるよう進めてまいりたいと思ひ存じます。

○城地委員 終わります。

○渡辺(秀)委員長代理 城地委員の質疑は終わりました。

続いて、木内良明君の質疑に入ります。木内良明君。

○木内委員 本法案につきましては昨日来審議が続いているわけでありまして、私は、限られた時間でありまして、ポイントに絞らなければならぬと思ひます。今や産業経済、国民生活に不可欠なものとなり、かつあらゆる分野に浸透している半導体集積回路については、その開発に莫大なコストと時間がかかる反面、レイアウトの模倣が容易であり、既存の法体系ではレイアウト等の保護が不十分である。このため、模倣の防止と同時に取引上のルールを確立することにより、適切な利用の確保を行うことは極めて重要であると私は考えるわけでありまして、あわせて、半導体集積回路の世界の主要生産国としての我が国の国際的立場からも、具体的、積極的な対応が現今必要になっていて、こういう視点を立ちまして質疑を行いたいと思ひます。

日米兩國が世界の半導体チップの九割を生産しており、本法案が成立すれば、昨年十月に制定された米國半導体チップ保護法とあわせ兩國の回路配置が保護されることになりまして、いわば国際的なルールづくりの必要性という一面もこれであり、本法案の提出となつておるわけでありまして、また、この問題における日米間の経緯についてもお尋ねします。

○木下政府委員 日米間で先端技術問題を話し合う政府間の会議といたしまして日米先端技術産業作業部会というものがあつたわけですが、そこで従来から先端技術産業、特に半導体の分野についていろいろと、日米間でどういうふうな持たつていて全体をうまくスムーズに発展させていこうという議論を行つてきたわけでございます。その半導体に関する作業部会の提言が一昨年十一月に出されたわけですが、その提言の中の一つとして、半導体企業に対する知的所有権についての保護の必要性を述べているわけでございます。今先生御指摘のように、世界でアメリカが六割、日本が三割というように生産を占めております半導体集積回路につきましても、模倣が非常に容易であるということも模倣が進むために、かえつて真正の開発者の開発意欲が失われるおそれがあるというように認識が日米兩國に高まったために、そのような提言が行われたわけでございます。

〔渡辺(秀)委員長代理退席、委員長着席〕

それで、アメリカとしてはそのころから既に立法化の動きが上院、下院にございましたけれども、日本の場合には通産省の中で内部的にずっと検討を続けてまいりまして、昨年十月にアメリカが半導体チップ保護法という法律を通しましたときに、同時に私もとしては産業構造審議会に半導体チップの保護に關する小委員会を設けまして、そこで検討をして今回の案のベースとなる提言を得るに至つたわけでございます。

それで同時に、アメリカとしては昨年十月に法律が制定されたので、そのころから、アメリカとしては法律ができるので日本としても早くつくつてほしいというふうなことがありまして、昨年の秋に開かれました、先ほど申し上げました作業部会においても、日本における法律の制定を期待するという旨の発言がございましたし、また、本年三月の日米エレクトロニクス次官レベル会合におきましても、我が國に對しそのような希望が再び寄せられたということもあつたので、我が國としてはそのころ法案の準備を既にやつておりましたので、今国会に提出する旨説明いたしまして、アメリカとしても、その日本側の態度について十分な満足の意を表したということでございます。

○木内委員 先日、業界の人との懇談の機会を得ました。そのとき出た話ですけれども、数億、数年かけて、莫大な時間とコストを費やして開発した集積回路が、いとも簡単に模倣されてしまふ、こ

ればならないこともあるわけであります。同時に、その投資効率は技術革新が進展するほど低下する傾向にあることも指摘されておりますし、製品のサイクルも短命であることから、投下資本の回収の困難性も増大してきているのが現状です。こうした推移を考えると、近い将来メーカー間の淘汰が生じて、上位メーカーへの生産の集約化がなされるのではないかと私は心配します。こうした問題に対する具体的な対応も今から検討する必要があります。例えば中堅企業を対象とした投資減税や製造設備の法定償却年数の短縮など、こうした中堅企業に対する支援策も必要になってくるのではないかと。時間の関係で、簡単にお答え願いたいと思います。

○木下政府委員 おっしゃるように昨年の場合でとってみますと、ICの売上高は一兆九千億、二兆円になったわけですが、設備投資は七千億、設備投資額は七千億円ということで、鉄鋼業の設備投資額とほぼ肩を並べるところまで設備投資が行われるというところで、設備投資をどんどん進めていかないとその産業の競争に追いつかないというような面があるわけですが、そのようなことでございますので、技術的にも非常に高い水準のものと、それから設備投資額がたぶん要るというところで、中小規模の企業としては競争が非常に苦しくなるというようにございしますが、産業全体が活性化されて進むためには、中堅、中小、まあこの分野では中堅企業と言った方がよろしいかもしれませんが、中堅企業の活躍の余地を残していく必要があるだろうというふうに考えておりますので、私どももいたしましては、中小企業新技術体投資促進税制、あるいは六十年代に始まりました中小企業技術基盤強化税制、それから基礎技術研究開発促進税制等、税制面においてそのような企業の活性化、企業基盤の充実を図っていききたいと考えておりますし、製造設備の耐用年数につきましても非常に陳腐化が速いということとございしますので、耐用年数を五年に短縮する暫定的な税制を六十年代にも延長したということ

でございます。

○木内委員 今御説明いただいた措置に加えて、本法の運用の段階で必要が生ずれば申し上げた投資減税であるとか償却年数の短縮といった具体的な検討もぜひ行っていただきたい、こういうふうに思っています。この点、簡単に答え願います。

○木下政府委員 先端技術分野におきましては、技術開発あるいは新しい投資というのが非常に重要でございます。特に半導体集積回路の分野というものはその中でも先端的な部分を担当しているわけでございますので、今おっしゃったような税制についても十分今後検討したいと思っております。

○木内委員 非常に前向きな答弁をいただきましたので次に移ります。

具体的な問題ですが、回路配置利用権の設定登録の問題、指定登録機関に対する登録の事務的な点について聞きます。昨日来る質疑が行われてまいりましたので、必要な部分だけお聞きをしてまいりたいと思います。

法案第三十五条「指定登録機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。」ということがあります。特に事業計画については今の段階で確たるものがまだない、明確に答弁できないということでございます。これは譲るとして、収支予算の問題、これは恐らく手数料収入等が実はいかなる部分を占めると思っています。そこで第四十九条の手数料との関係もあるわけでありまして聞くのですが、こちらでは第四十九条「実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。」ということになっております。

まず、この件数は、業界等への調査によると五千件程度という、きょうの午前中の答弁がありまして、この登録手数料の設定基準ですけれども、いかなる計算によるものか。

それからもう一つは、実費ということですが、事業計画及び収支状況などとの関係で相対

的に手数料が設定されることになるかどうか、この点、お聞きします。

○木下政府委員 指定登録機関に指定してその登録の事務を行わせる、その方向で現在考えておりますけれども、その場合に、指定登録機関としての事業の基盤というのが確立されている必要があるということ、純粋に独立採算でいくよりも、ある程度財政的基盤を持った上で、しかし、事業自身はその手数料によって独立採算的な形で運用するような形にするのが好ましいのではないかと、いうようなことを考えております。独立して運用するために必要にして十分な額というものを考えていききたいということでございますので、全体としての登録申請件数がどのくらいあるかということ、それから、そういう機関を運営するためにどのくらいのコストがあるのかという両方から登録料が決まってくるようなことかと思っております。

が、一応私どもは数千件、最高五千件くらいの申請があると考えた場合の手数料としては一万円程度になるのではないかと、いうふうなことを考えております。

○木内委員 これは民間出資と手数料収入等によって財政が賄われるということです。

この四十九条は「実費を勘案して」というのがあるわけで、相対的にこれは変わってくるというわけです。天井はないですね、今の答弁です。

○木下政府委員 実費を勘案してやるわけでございますので、当然不当にもうけになるような額というものは適当ではないわけでございます。実費が賄えるような程度の、できるだけ低い水準でやるということになるかと思っております。

○木内委員 これについては、るる議論したいところでありまして、時間の関係で今後見守っていききたい、というふうに思います。

基本的な財政ですけれども、民間出資、加えて手数料等の収入、この二本だけで賄えますか。必要に応じて国からの財政的支援というものは考えられないのですか。

というのは、やはり件数が多いので、天井知ら

ずに手数料がウナギ登りになるようなことがあつては逆効果になるという点の懸念から申し上げるわけです。明確な答弁を願います。

○木下政府委員 先ほど申し上げましたように、できるだけ手数料を収入とする独立採算で運営を行っていくことが適切であるとは考えておりますが、将来の事業運営のことでございますので、その運営全体に恒常的に支障が生ずるような事態が発生した場合には、御指摘の点も含めて種々の措置を検討していききたいというふうに考えております。今のところ、まだ将来どのような事業の内容になってくるかというところは確定できませんので、国の財政的支援をどうするかという点については、まだ考えるにはやや時間的に早いのではないかと、いうふうに考えております。

○木内委員 登録に当たり、特許法にあるような厳密な実質審査は行わないというふうになっております。これは理論的な、いわゆる図面上の審査ということになるわけですね。この申請書のみによる審査、これで回路配置の同一性あるいは模倣性の有無といったものが十分チェックできるのかどうか、その理論的根拠とあわせてお尋ねをします。

あわせて、実質審査を行わないとすると、模倣者による登録があり得るわけで、逆に言えば、妨害登録といったような心配も出てくるわけです。事前の御説明によると、一定規模以上の企業でありますから、海賊版を製造するような業者は、恐らくこのマーケットに参入できないであろう。したがって、一定のモラルというものを業界に期待をする、もつと言いかえれば、本来破れないルールとして、紳士的な対応というものを想定してこの法律が考えられたということも聞いています。わけですけれども、この点、あわせてお聞きします。

それから、ある業者の方の話ですと、まずつばをつけよう、登録だけしてしまおうじゃないかというところで、製品化する前の段階で図面だけ提出してしまう。すると、仮にその後、十分なテスト

を行わないで実際の製品化を行って、完成後トラブルが起きたような場合にミスポイントが見つかる、修正を行う、一カ所修正するのに数千円かかるということなんですね。いわば欠陥商品登録して、それを商品化した後、トラブルが発生したようなケースではどのような対応が考えられるのか。仮に製品そのものを登録時に出したとしても、この回路配置についての十分なチェックが行われ得ないわけですから、類似したケースが発生する可能性もあるわけであります。

先ほどの本委員会での質疑を聞いておりますと、登録の際に必要な図面に加えて、通産大臣が指定する資料を提出させるという。局長の先ほどの答弁は、資料の中に製品も含まれるという答えがありました。これは実際にチェックができないでしょう、製品が出て。

いろいろな含めて時間の関係で申し上げたわけですが、御答弁願います。

○木下政府委員 この法律に基づく登録及び権利発生の際には、従来の特許法的な考え方、あるいは著作権法的な考え方とは違う別のやり方でやっておるわけでございます。

それで設定登録に当たりましては、今先生御指摘ありましたように、書類審査のみでその設定登録を行うということにしておるわけでございますが、そういうふうにしてしまったのは、申請者が権利者たる資格を有しているかどうかにつき、事前に実質審査を行うことは極めて困難であるし、また、そのような実質審査を行わなくても特段の弊害は生じないのではないかというのを考えたわけでございます。

なぜ特段の弊害が生ずるとは考えられないかと申しますと、特許と異なりまして、この十二条にもありますように、同一回路配置でも独立に開発されたものであれば登録が許されるわけでございます。いわゆる先願主義的なものは考えられていない。したがって、模倣者の登録の存在自身が真の権利者に及ぼす悪影響は比較的小さい。とい

も、真の申請者は当然のことながら、登録をして権利を得ることができるといことになるわけでございます。

むしろ模倣者と真の権利者との間の権利関係につきましても、裁判で決着をするという方が適当であらうという考え方に基きまして、また、そういうような形で模倣者であると主張する人、そうじゃないと主張する人自身が争う形によって判断を行うことが、現実的に本当の権利者を見つけて出すということが容易であるということに基いて、そのような考え方をとっておるわけでございます。

したがって、例えば模倣者の方が先に、先ほど先生がおっしゃいましたように、妨害登録みたいな意味で登録をするということが観念的にはあり得るわけでございますけれども、ただ、この登録の制度自身が今申し上げたような登録の制度でございますので、模倣者自身が先に登録をしてみてもそれによって独占的な権利は取得し得ない。それから逆に、侵害の意思を権利者にはっきり示してしまふことになってしまふということ、むしろ真正の権利者から差しとめや損害賠償請求の危険に身をさらすというようなことになってしまふ。それからまた、詐欺による登録に対しては罰則が設けられておるといようなことがあって、むしろ模倣者が先にどんな登録していくことはかえってみずからの立場を悪くするとい可能性があらますので、私どもとしては、模倣者が妨害登録的な意味で先に登録するといようなことは余り起こり得ないのではなからうかという感じを持っております。

それから、この登録につきましても、二年間の、みずから開発して商業的に利用し始めてから二年以内に登録すれば権利者となり得るということになっておりまして、そのような規定を置きましたのは、つくりましたらすぐに登録をするより、むしろそれが商業的に十分利用されて商業的に価値のあるものだということがはっきりわかってから登録をする方が、より本当の意味での重要

な回路配置だけが登録されるということになってくるのではないかとということで、そのような規定をこの法律の中に置いておるわけでございます。

最後の御質問にありました、理論的図面のみで登録できるかということにつきましては、理論的な図面のみでは、この法律に書いてありますような「半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置」という回路配置の定義には該当しないのではないかといいよう感じがいたします。また、現実に回路配置を創作するに当たりましては、試作品を製造してみ、それを手直ししていくという過程が不可欠でございます。そして、全く理論のみで回路配置を創作するということは不可能だと思われま。そのような意味で、製品がないのに回路配置を登録するということがあり得ないだろうというふうに考えております。

したがって、申請を出しますときには、製品も含めてその資料を提出してもらおうというようにことまで考えておるわけでございます。

○木内委員 答弁を聞いて安心しております。で、ぜひひとつその方向で願いたいと思います。最後になりますけれども、回路配置原簿の扱いについて二点。そして、最後に大臣にお聞きします。

四十八条のこの原簿の扱いですが、原簿、申告書類等の閲覧方法、これは特定のもののだけ申請に基づいて閲覧をさせるのか、それとも委託登録機関の機能として、いわゆる図書館方式をとって自由に閲覧が可能なのかということが一点。

それから、非公開の決定というのが権利者の申請に基づいて行われるのか、非公開の申請却下に對して異議申し立ての方法があるかどうか。例えば意匠法の第十四条なんかですと、「意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる」という条文がありますけれども、これに準ずるかどうか。最後に、冒頭申し上げましたように、我が国の

国際的役割を考えると、条約の締結等環境の整備が今迫られているわけでありまして、これに對する大臣の御決意を伺いたいと思ひます。

○木下政府委員 まず最初の、回路配置原簿の閲覧方法についての御質問でございますが、閲覧方法といたしましては、請求があつたもののみについて一件ずつ閲覧させるというのを考えております。法律の中では公示の規定がございますので、公報による公示を行うために、閲覧対象がどういふものかということ、その公示の内容を見ればわかるわけでございますので、今先生がおっしゃいましたような図書館方式による閲覧は今のところ考えておりません。

それから、非公開の決定は権利者の申請によるのかどうかという点についての御質問でございます。これは第四十八条二項の閲覧、謄写の制限についての基本的な考え方に関連するものでございまして、具体的には、この規定の適用を認めるか否かの判断に当たりましては、個々のケースについて権利者の申請に基づき通産大臣が、登録申請時に、あらかじめ定めた基準に合致するか否かを判断することとなると考えられます。

なお、権利者の閲覧、謄写の制限を条件とする設定登録の申請が通産大臣により却下されたときは、権利者はこれに對して異議申し立てを行うことができるといふふうに考えております。

最後の点は大臣の方からお答え願います。

○村田国務大臣 お答え申し上げます。

半導体集積回路のこの関係法律案と国際的な使命遂行への決意ということであらうかと思ひます。

日米関係につきましては、日米先端技術産業作業部会の提言がありまして、これが非常によくまとまっておりますので、ずっとこれを参照しながらいろいろな作業を進めておるところでございますが、現在のところでは、日米両国以外で具体的に回路配置保護のために立法措置を講じようとしていいる国があるとは聞いていないわけでございます。これは、日米両国系のメーカーで、先ほど来

お話がありましたように、半導体集積回路の全生産量の九〇%を占めておるといふことも一因だろうと思ひます。

さて、世界的な所有権機関、いわゆるWIPPOでございますが、ジュネーブにございますこのWIPPOにおきましては、日米両国の回路配置保護法を参考としながら国際条約及びモデル法案の検討に入る予定と聞いておりました、我が国としてこれに積極的に協力をして今後の国際的な対応を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○木内委員 以上で終わります。

○粕谷委員 以上をもちまして木内良明君の質疑は終わりました。

引き続き、福岡康夫君の質疑に入ります。

○福岡委員 私、先日、半導体とは一体何か、また何が問題点であるか、こういうことに関心を持ちまして、ある半導体製造工場を訪ねてみたわけでございますが、案内していただいた部長さん及び課長さんのお話では、半導体集積回路産業は高価な機械を必要とする装置産業である、それから、この製造機器への投資効果は、技術進歩によって数年で陳腐化してしまう、したがって、この工場では三交代勤務制をとって終夜機械を動かしているとのことでした。

私、これらのことを踏まえて考えてみますと、模倣を防止することを第一義とする本法律案の制定は、米国の関係から考えてみても緊急を要する問題だと考えるものでございます。本法律案の内容や施行後の運用面について疑義があるとしても、基本的には、国益面から考えてみて速やかに本法律案の審議を進めなければならないものと思ひます。

その意味から、本法律案の附則第一条の「公布の日から起算して一年」及び「公布の日から起算して六月」の規定は少々悠長過ぎるというように感じましたのでございます。

そこで、通産大臣にお伺いいたしますが、本法律案の制定に向けての基本的取り組み姿勢及び決

意について、まず大臣の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○村田國務大臣 福岡委員にお答え申し上げます。

この法律案につきまして非常に理解を賜る発言を冒頭にいただいたわけでございますので、大変感謝いたします。

この法律案は、新しい産業社会を形成する半導体チップというものの保護をまず日米間の関係において定めるものでありまして、したがって、委員御指摘のように、これは非常に重要な問題であり、これを猶予しておくことはできないということから、まず日米間にいろいろな協議が始まりまして、そして将来は日米以外のWIPPOのいろいろな審議にも対応をして、国際的に早くこれを準備をし、進め、法律案を制定してやっていたいかなければならぬ、こういうふうな決意をいたしております。

この法律案の施行の問題でございますが、施行の前に事前に十分な期間を置いて、そして本法律案の意義及び制度の内容について周知徹底を図る、そして制度運用のための政省令などを定めまして、指定登録機関の準備を整えておくことが必要である、このように考えております。

こういったことから、本法律案の施行日は「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」ということで準備期間を置かせていただいたということでございますが、もちろん一年といった施行を猶予するという前提ではございません。準備ができれば、それ以内であっても施行したいと考えておるわけでございますが、可能な限り速やかに本法案が施行されるように最大限の努力をしていきたい。そして、この法律案によって関係のいろいろな権利の保護も定め、そして国際的な対応も進めていきたい、このように考えております。

○福岡委員 今の通産大臣の答弁によりまして、通産事務当局にお尋ねいたしますが、アメリカは去年の十月に本法を制定しております。登録開始

はことしの一月上旬から実施しておる、こういうように聞いておりますが、附則の条項の問題でアメリカとの経済摩擦の問題についての心配はないかどうか、この点について御説明をお願いしたいと思います。

○木下政府委員 半導体につきましては、従来から通産省とアメリカの通商代表部あるいは商務省との間で先端技術産業作業部会という議論をしてきておりますので、今のところ、この半導体集積回路の分野について経済摩擦というような問題は起こっておりません。ただ、最近アメリカ及び日本における半導体の需要がやや停滞しているのに対して、設備投資が急速に進んで生産能力が日本において高まっていることで、短期的にやや半導体の販売競争が起こるのではないかとというような懸念をアメリカは持っておりますけれども、まだ具体的にそれが非常に深刻な問題とはなっていないわけでございます。

○福岡委員 次に、本法律案と米国の半導体チップ保護法との異同の概略及び半導体チップに関する法制問題小委員会との整合性に配慮する必要性があるとの提言がこの小委員会の報告書の中に書いてあるわけでございますが、しかしながら、異なった部分を含んだものが本法の場合にはあるのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか、その背景や理由について事務当局の御説明をお願いしたいと思います。

○木下政府委員 アメリカの半導体チップ保護法がいわゆる相互主義というのを採用しておりますが、そういう保護を行っている国で、しかも実質的に同一内容の保護を行っている国の半導体チップに対しては保護を与えるというような形になっておりますし、それから、半導体自身の基本的な性質からいって、保護を与えるとなると、当然アメリカの保護の与え方と似たような形で保護を与えるのが一番適当だということになるわけでございますので、私もその点について考慮しながら立案をやつてきたわけでございますが、具体的な点

につきましては幾つかアメリカの法律と違うところはございますけれども、保護対象、保護期間、権利内容等、基本的な枠組みにおいてはアメリカの法律と本法案はほぼ同じであるというふうに考えております。

それで、相違点について申し上げますと、まず第一点は、アメリカの法律が今申し上げましたように相互主義的な考え方をとっているということに對しまして、私どもこの法律案におきましては、すべての国の国民の回路配置について我が国の国民の回路配置と同様の条件により保護を与えるということになっていく点の一つ。それから第二番目には、アメリカでは商業的販売があるいは登録いずれか早い時点で権利が発生するというような形になっているのに対して、日本では登録により権利が発生するというようにした点が第二番目でございます。三番目は、アメリカの法律では罰則の規定がございせんが、我が国の場合にはほかの知的所有権の關係法律がすべて罰則がございまして、罰則の規定を置いていくということでございます。

それで、なぜそのような違いが生じたかという点でございますが、まず相互主義を採用しなかった点につきましては、米国以外に回路配置保護法を持つ国がない現状で、日本もアメリカと同じように相互主義をとる必要は必ずしもないという考え方をとったという点が第一点でございます。それからもう一つ、登録によって権利を発生するという点にいたしましたのは、権利関係を明確にするためには登録により一律に権利を発生するという点にすることが、このような半導体集積回路という目に見えない抽象物であるものの権利の保護としては必要であろうという考え方をとったわけでございます。日本の法律の物の考え方にもアメリカ的な考え方はなじまないということでもそのような違いが出てきたわけでございます。それから罰則の点につきましては、アメリカでは損害賠償請求というものが罰則的な意味を持った形でやれるわけでございますけれども、日本の

場合には民法上の損害賠償請求というのは制裁的な意味がないというようないふれもあるとありますが、罰則規定を設けて模倣という行為をできるだけ抑えるようにした方がベターだという考え方に基いて罰則規定を入れたわけでございます。

○福岡委員 ただいまの御説明の中に、米國には刑罰がある、我が方ではない、こういう形での御説明があったわけですが、あるものとなしもの、こういう形でのいふ今後この法案を処理する上において問題が起きますかどうか、その点について。

○木下政府委員 ちよつと私の御説明が悪かつたのかも知れませんが、日本の方に罰則があるわけでございまして、アメリカの方に罰則がないわけではございまして、それで、アメリカの方に罰則がない理由をいいたしましては、アメリカの場合には権利者が模倣者に対して損害賠償の請求ができる、その損害賠償の請求ができるという点は我が国の法律と全く同じでございまして、懲罰的な形での損害賠償の請求ができるということになっておるのに対して、日本の場合には、この法律の中にも損害賠償額の推定の規定があることからもおわかりのように、実際に損害を受けた額しか要求できないという意味で懲罰的な意味が入っておりませんので、したがって、国の罰則において模倣をできるだけ防止することを担保する必要があると考へたわけでございまして。

○福岡委員 次に、国際取引の問題にちよつと移りたいのでございしますが、現在我が国は本格的な情報社会を迎えておるわけでございましてけれども、半導体集積回路の国際取引が今後盛んになるものと存じますが、これが適切な保護を行うために早急に新たな条約の締結の必要性があるかないか、条約締結に向けての我が国の準備態勢はどの程度進んでおるのか、この点について御説明願いたいと思ひます。

○木下政府委員 先生御指摘のように、今後国際取引がますます盛んになってくると思ひます。現在私どもの御提案申し上げておる法律では、日本

の集積回路の回路配置を模倣したものが輸入される場合には差止め請求というようないふれで押さえることができるわけでございまして、国際的に第三國間で流通するものは押えられないということもございまして、私どもとしてはできるだけアメリカと協力しながら国際条約ができるような方向に働きかけていきたいというふうに考へております。既に、世界的な所有権機関では半導体集積回路の保護をどうしたらいいかという検討を始めておりますので、そういう場においてもそういう条約の早期成立を働きかけていきたいと思ひます。

○福岡委員 創作者など権利者と流通業者との利益の調和を図る目的から見て、本法律案に見られる善意者に対する二十四条第一項の規定でございしますが、「侵害する行為でないものとみなす。」と書いてあるわけでございまして、やや、取引の安全を考慮することから流通業界の保護に偏重しているように思ひますが、将来この規定が乱用されるおそれはないかどうか、この点について御説明願ひたいと思ひます。

○木下政府委員 この法律の目的は、第一番目には当然のことながら真正の創作者の権利を保護して、模倣者が出てくるのを防ぐということにあるわけでございまして、それと同時に、製造された半導体集積回路の流通についてのルールづくりをして、それによってその全体としての半導体の利用が適正に行われるということをもたす目的としておるわけでございまして。

この二十四条で「善意者に対する特例」が書いてございすけれども、御承知のように半導体集積回路というのは非常に小さなものでございまして、それがいろいろな機械器具の中に組み込まれて流通しております。したがって、模倣されたものが組み込まれている製品というものがたまたまあった場合に、それを取り扱う業者はそれが模倣されたものかどうかというのを非常によくわかにくいわけではございまして、それで、それを知らずに、悪意でそれを取り出した場合は別でございまして

けれども、知らないで、しかも知らないことにつき過失がないような人たちは、それを権利を侵害したという形で押さえるのは、非常にスムーズな取引全体でできなくなるということではございまして、権利者の保護と、それから流通の円滑化というバランスを考へましてこの規定を置いたわけでございまして。

○福岡委員 次に、指定登録機関の処理の問題について御説明をお願いしたのでございしますが、私、この間半導体工場を視察したときに、幹部の方から、現在工場では二百ぐらい登録する用意がある。大体、私の推察するところによると、国内の主要事業者は十二社ぐらいあると思ひわけでございまして。これを二百に対して十二社でございまして、受け付け開始当時二千四百件がどつと来るのじゃないかと思ひます。また、年間には大体私の調査によると二百ぐらい出てくるのじゃないかと思ひわけでございまして、この事務処理いよいよ指定登録機関の問題につきまして、指定登録機関の設置個数、名称とか所在地、構成員総数、役員の種別及び人員の案があれば、当然これは政府提出法案でございまして、ある程度の案はお持ちだと思ひますが、現在わかっている範囲内のことをご公表願ひたいと思ひます。

○木下政府委員 半導体集積回路の回路配置の申請件数がどのくらいあるかという点は、今先生おっしゃいましたように、私どもの調査でも年間数千件、多い場合には五千件ぐらいの申請があるのではないかとこのように予想いたしております。

したがって、この申請を受け付けて仕事をする場合に、通産大臣自身がそれを行うか、指定登録機関にやらせるかという点についていろいろ検討しておりますが、今のような行革時代で人をつやせないという時代でありますれば、むしろそのような仕事は専門の指定登録機関に任せた方がよろしいのではないかとこのように考へております。

ただ、その場合にどのような機関にそれをやらせるかという点はまだ最終的に決まっております

んが、一応私どもとしては日本全体で一カ所あればいいというふうに考へておりますし、一カ所置く場合には当然やはり東京に置いた方がよろしいだろうというふうに考へております。

それで、どのような機関に指定登録機関としてお願いするかという点はまだ決まっております。お願ひですが、一応独立の機関でやるには、人員等は最初はいざい五、六人程度で出発すればいいのじゃないかと考へておりますので、一つの独立の機関でやるのは適当ではないのではないかとこの感じがいたしますので、ほかの事業を行ないながらこの事業を行えるような機関ということで、一つ私どもは頭の中に置いておりますのは、特許の關係でペーパーレスの關係の補助をするような機関を今考へておりますので、そういう機関にこの登録事務をあわせて行つてもらうというようないふれを考へたらどうかというところで検討しておりますが、まだ最終的な結論には至っておりません。

人数等は今申し上げましたように五、六名程度でスタートすればよろしいのではないかと。いいますのは、アメリカの場合でも著作権局でこの事務に当たっている人たちは六名程度でございまして、最初はその程度でいいのではないかと考へております。もちろん、そういう事務を行う人たちは半導体集積回路について相当の知識を持つていなければならないと思ひますので、そういう人で、しかも中立、公平な立場で仕事のできる人を選んでいきたいというふうに考へております。

○福岡委員 これに関連してでございしますが、登録事務実施者に、先ほど事務當局の御説明にもありましたが、特定企業のカラートのついた者をつけないようにとの産業界の要望があると思ひわけでございしますが、法律案の三十条の第一号に規定する「知識経験を有する者」が一定数以上確保できる見通しは立っているのかどうか、また「省令で定める数」とありますが、基準として何名を予定しておられるのか、その点について御説明願ひたいと思ひます。

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和六十年四月十七日

○木下政府委員 もし指定登録機関に委託して登録事務を行ってもらうということになりますと、当然、この登録機関は国にかわって仕事をしてくれるので、公正、中立な立場で仕事をやる必要があるかと思ひます。したが、いままで、そういう事務に従事する人たちは、当然のことながら利害関係者が入っていたら好ましくないということがありますので、利害関係者以外の人たちの中で半導体集積回路について知識を持った人をお願いするというような必要が出てこようかと思ひます。

○福岡委員 その点については御質問ですが、日本は非常に広いので、いろいろなところで半導体集積回路の関係をやっていく方々がおられますから、そういう人たちの中から選んでいきたいと思ひます。人数はそれほど多数の方が要るわけじゃありませんで、私どもは三十条の一号で言っております人数は、まだ今のところ最終的に決めておりませんが、四、五人程度を考えておりますので、そういう人数であれば、日本全国の中から適当な、適任の人を選ぶことは十分可能だと考えております。

○福岡委員 その点につきましては十分御配慮していただきたい。公正、中立の立場でカラーの出来ない人選をひとつよろしくお願い申し上げます。次にお尋ねしたいのは、本法律案が予定している簡易迅速を旨とする登録制度は理解できるのでございますけれども、私は、登録したときは申請者に対し登録済み証を交付することが相当と思ひます。また、この登録済み証たる権利書を回路配置利用権の譲渡のときに譲り受け人に交付することになれば、権利書を所持する譲り受け人の権利を確認することができ取引の安全に役立つと私は考えるわけでございますが、この点について通産当局的御見解はいかがでございますか。

○木下政府委員 設定登録に当たりましては、登録番号を回路配置原簿に記載するとともに、それを何らかの形で公示するというのを予定しております。したが、いまして、取引を行うに当たりまして、登録番号により登録回路配置を特定することは可能でございますので、その権利者に対して証明書を発行しなくとも特段の不都合はないものと考えております。

○福岡委員 それでは、権利の移転あるいはその権利専用利用権とかいふものを設定いたしましたときには、これをまた登録することによって第三者に対する対抗要件を持たせたいということにいたしてありますので、権利書を持っていてそれを渡すということではないと権利が渡らないということにはならないと考へますので、そのようなことは今のところ考へておりません。

○福岡委員 次に回路配置原簿の問題でございますが、この回路配置原簿への記載と同時に迅速に公示が行われたいと、メーカーの各特許間によるお互いの模倣チェックの牽制が有効かつ迅速に行われたいこととなる、権利の保護手段をとるのをおくれることとなるわけでございますが、この点についての御配慮はいかになっておりますでしょうか。

○木下政府委員 先生御指摘のとおりでございます。私どもとしては設定登録がなされた後、公示がされるために種々の問題が起こるという心配もありませんので、設定登録後できるだけ早く公示を行うような手続をつくり上げたいと考えております。

○福岡委員 公示の方法として、例えば回路配置の利用公報といったものを発行するのか、その際の公示内容はどのようなのか、発行するとすれば土、日を除く毎日出すことになるのかどうか、この点についての御構想があればお示し願ひたいと思ひます。

○木下政府委員 現在、登録の申請は年に数千件程度あるのではないかと考へておりますが、特にスタートした時点においては申請はたくさんある

のではないかと考へておりますけれども、登録したものの公示のやり方については、設定登録の内容等を知らうとする人はメーカーだけではなくてユーザー企業まで及ぶということでもありますけれども、その範囲は非常に一定の専門性を有するものに限られるということでございますので、何か特別の公報、例えば特許公報と同じような形で公報に記載する形にする方が望ましいと考へております。

○福岡委員 我々が国の集積回路製造業の実態を見ても、設定登録の件数や発行経費等を勘案して決めるわけでございますので、毎日出すということになるのか、あるいはある程度の期間を置いて公報を出すこととなるのかは、全体の手続のやり方を決めてから決めてみたいと考へております。

○福岡委員 昭和五十七年度、大阪、東京など十五都市で地下汚染調査をしたところ、トリクロロエチレンについてはWHOの基準値三〇ppbを超えるところがあることが判明した。こういう記事に基づいて個々の例がいろいろ報道されておるわけでございますが、この今私が読み上げました報道は事実であるかどうか、この点について御説明願ひたいと思ひます。

○小林説明員 昭和五十七年度に一般的に地下水の汚染が懸念をされましたので、札幌、仙台、川崎、横浜など十五都市の井戸から千三百六十検体を採取いたしました検査をいたしました結果、そのうち四十検体よりWHOの暫定ガイドラインを超えるトリクロロエチレンが検出されております。ただいま先生の読み上げられた部分、お尋ねのとおりでございます。

○福岡委員 事実であればどのような対策を環境庁はその後とっておられるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○小林説明員 地下水は一度汚染されますとその回復は非常に困難であることにかんがみまして、関係省庁と協力いたしまして、当面特に問題がありますトリクロロエチレンと三つの物質につきま

はカスタムメイド的なものということで非常に広がりを見せてきておりますので、中堅企業につきましましては例えばゲートアレイといったようなユーザーからの特別仕様にてたえるカスタム品の市場が広がることによって、一部の部品に加え、このような分野では小回りがきき、ユニークで、すぐれた技術能力を有する中堅企業の活躍の場所というものは開けてくるのではないかと考へております。したがって、そういう中堅企業が大きい技術力を伸ばして大企業に伍して活躍していくことが私どもは期待しておりますし、そのようなことが可能になるようにできるだけの施策を講じていきたいと考へております。

○福岡委員 次に環境庁にお尋ねしたいのでございますが、昭和六十年度の四月四日の毎日新聞の記事によりますと、半導体工場も汚染源という見出しで「環境庁は五十七年度、大阪、東京など十五都市で地下汚染調査をしたところ、トリクロロエチレンについてはWHOの基準値三〇ppbを超えるところがあることが判明した。」という記事に基づいて個々の例がいろいろ報道されておるわけでございますが、この今私が読み上げました報道は事実であるかどうか、この点について御説明願ひたいと思ひます。

○小林説明員 昭和五十七年度に一般的に地下水の汚染が懸念をされましたので、札幌、仙台、川崎、横浜など十五都市の井戸から千三百六十検体を採取いたしました検査をいたしました結果、そのうち四十検体よりWHOの暫定ガイドラインを超えるトリクロロエチレンが検出されております。ただいま先生の読み上げられた部分、お尋ねのとおりでございます。

○福岡委員 事実であればどのような対策を環境庁はその後とっておられるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○小林説明員 地下水は一度汚染されますとその回復は非常に困難であることにかんがみまして、関係省庁と協力いたしまして、当面特に問題がありますトリクロロエチレンと三つの物質につきま

して、行政指導により汚染防止を図ることとした。昨年八月二十二日付でこれらの物質を取り扱う工場、事業所からの排出抑制に關し暫定指導指針を設定いたしました。都道府県等に通知したところでございます。

さらに調査を引き続き行っておりまして、五十九年度から三カ年計画で汚染原因等の調査を実施し、今後必要な対策を検討していくこととしております。

○福岡委員 次に、通産省にお尋ねしたいわけでございますが、具体的な例をいたしましてこういう記事が載っているわけでございます。発がん性の疑いのある有機塩素系溶剤、トリクロロエチレンによる地下水汚染が問題となっておりまして、このほど大阪大学の工学部の山田助手が、兵庫県、滋賀県及び東京都の地下水調査の結果分析から、クリーン産業と言われる半導体製造工場が最大の汚染源であると断定した、こう書いてあるわけでございますが、この地下水汚染防止対策について通産省は通産行政と環境行政とをどう調和させていく構想をお持ちなのか、この点について御説明をお願いしたいと思います。

○平河政府委員 トリクロロエチレンなど塩素系の溶剤による地下水汚染の防止対策につきまして、先ほど環境庁からお話ございましたけれども、当省といたしまして、五十九年二月に半導体業界を含め関係業界にあてまして、当該物質の生産、使用及び貯蔵に關して漏出防止の徹底を図るよう通知いたしているところでございます。さらに同年八月には当該物質に係る暫定排出濃度目標を定めまして、これを関係業界へ通知して指導の徹底を図っているところでございます。

○福岡委員 通産省当局、環境庁当局もこの点について、通産行政と環境行政との調和を相互に十分御連絡をとって推進されることを望みます。最後に、通産当局に御質問させていただくわけでございますが、本年一月に出された半導体チップ法制問題小委員会報告書によりまして、「半導

体集積回路を供給する半導体集積回路産業は、今後とも急速な発展が見込まれる極めて有望な産業である。」と書かれておられるわけでございます。集積回路の国内出荷における需要も一九八四年をピークとして下降きみであるとの声を私は聞いておるわけでございますが、民生機器用と産業機器用に分けて今後の需要推移についてどのような見通しを持っておられるのか、また我が国の半導体産業界における生産調整はどのようになっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○木下政府委員 半導体集積回路の生産は近年極めて急速に伸びたわけでございます。昨年には一兆九千七百億円とほとんど二兆円に達する生産規模に達しまして、対前年比七割以上の伸びを示したわけでございます。ただ、昨年の秋ごろから需要が停滞する傾向が見られておりまして、今年におきましては生産は一けた程度の伸びにとどまるのではないかという感じがいたしております。ただ、御承知のように半導体集積回路は技術進歩が非常に早く、しかも、それに伴ってコストの低下が非常に著しいものがございます。用途も非常に広い範囲に使われるようになってきております。

そのようなことでございますので、例えば昨年で見ますと、テレビやVTRのビデオテープレコーダーに約一七％くらい使われ、オーディオ関係で八％、その他の民生機器で八％、コンピュータで一五％、OA機器で三三％というような形で産業用、民生用両面にわたって使われております。最近では半導体集積回路を使ってクリスマスカードをつくる。クリスマスカードをあけてみれば音楽が出てくるというところまで使われるようになってきておりまして、今後非常に広い範囲で半導体集積回路が使われることになると思っております。したがって、私どもとしては民生部門、産業部門含めまして今後とも全体としての需要は着実に伸びていくと考えておりまして、年率二〇％くらいの伸びは中長期的に確保できるのではないかと考えております。したがって、現段

階におきまして、一時的な需給関係から生産調整をやるという必要性は全くないと考えております。

○福岡委員 時間が参りましたので、以上をもって質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○粕谷委員 これをもちまして福岡康夫君の質疑は終わりました。

午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩をいたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議

○渡辺秀委員代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

○青山委員 半導体集積回路の回路配置に關する法律案、大変長い名前ですが、これは一口にチップ法案、あるいはアメリカで言う半導体チップ保護法、こういうふうな理解してよろしいかどうか、後で御答えいただくと、ひととちよくと触れていただきたいと思います。

この法案の考え方ということですが、半導体集積回路の回路配置、この権利を明確にしていこう、こういうことであらうと私は思います。そこで、これまでの回路配置の技術を防衛していかなければいけない、こういうことで権利の保護の法律を日本でもつくらなければいけない。今、日本でもつくらなければいけないと言いましたが、とりわけこの半導体の国際的な取引が増大してきておりまして、そういう意味でも国際的な観点に立ち、この法案の成立がだんだんと望まれてきておる、こういうことで、私はまず二つの点でお尋ねをしたいと思います。

一つは、半導体集積回路の回路配置の保護が必要になってきたという背景について、少しお尋ねをしたいと思います。それから、この回路配置の保護がなされることによって日本の半導体集積回路の回路配置の業界、これに与える影響について、少しづつ質問をしていきたいと思います。

そこで、まず回路配置の保護が必要となつておるという背景について、若干お尋ねをいたしたいと思つていますが、保護の必要性は、今年一月産経新聞の報告にも述べられておりますが、国内産業の実情に沿って、ひとつぜひわかりやすく説明していただきたいと思います。

一つは、半導体の集積回路の開発費が増大してきているということですが、その実情はどのようなものか。もう一つ、その点では開発に要する費用及びコスト配分についての動向をどう見ておるか、これが重要な点。

もう一つは、回路配置の開発に必要な費用それから開発の期間、それから開発の要員数、こういうものについて少し詳しく説明をいただきたいと思つております。

（渡辺秀委員代理退席、田原委員長代理着席）

○木下政府委員 半導体集積回路は、近年技術が極めて複雑かつ高度化してきておりますけれども、そのために開発費というものは極めて増大してきておるわけでございます。開発に当たりましては、設計段階が幾つかに分かれ、それまた製造段階でもいろいろの技術開発を行っていく必要があるわけでございます。

開発工程といたしましては、システム設計、論理回路設計、トランジスタ回路設計、レイアウト設計等があるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、半導体集積回路が高集積化し、高速化し、高性能化が進んでおる現状におきましては、その開発費は近年極めて高くなつてきております。物によりましては、投入資金数億円、それから開発期間も二、三年を要するものがあるというふうな言われておりますけれども、その開発費の中でも特にコストがかかりますのは、レイアウト設計と言われます回路配置自身を設計する部分の費用でございます。全体の開発費に占める割合が、通常五〇％を超えというふうな

言われております。

〔田原委員長代理退席、浦野委員長代理着席〕

それから開発期間につきましては、先ほど一つの例として二、三年を要するというのを申し上げましたけれども、物によりましては、簡単なものについてはもっと短い期間でできるというようにもございまして、ですけれども種類が非常に多々ございまして、平均値をとることは非常に困難であります。しかし、あえて申し上げますと、開発期間一年程度というのが平均的な数字ではないかと考えております。

○青山委員 報告によりますと、この回路配置のコストが五〇%以上を超える、あるいは数億円かかるものもある。この開発期間が二、三年もかかる、こういうことなのですが、しかし、それは幾らか特殊なものではないでしょうか。一般的に、平均的な製品としたら、どういふふうに理解していくのがよろしいのでしょうか。

○木下政府委員 平均的に申し上げますと、先ほども申し上げましたように、開発に大体一年ぐらいを要する。それでやはり開発費用は数千万円というオーダーではなかなか難しく、億単位のようになってくるというふうなことでござい

○青山委員 長つたらしい法律名、別に正確であればそれはいいのですが、アメリカでも半導体チップ保護法、日本では、正確であることが先なのですから、通常、私は、回路配置権利保護法、これもちょっと長いかなと考えていたのですが、チップ法みたいなわかりやすい名前では法案を言うのもいいかもしれませんが、理解してよろしいかどうか、これが一点。

時間がありませんので、先へちょっと進ましてください。

それから、この開発の現状について少しお尋ねをいたしたい。

ておられますか。

○木下政府委員 確かに先生おっしゃいますように、半導体集積回路の回路配置に関する法律というのは非常に長い名前でございますが、半導体チップ保護法と我々も俗称で言っておりますけれども、通常はそういうような名前でも我々も考えていてよろしいかと思っております。

ただ、半導体チップといいますが、何となく集積回路自身、製品自身という感じもちょっといたしますし、私どもがあくまでも保護しようとして考えておりますのは、回路配置というレイアウト自身の抽象的なものを頭に置いておるわけでございます。もちろんそれが具現化された集積回路自身も保護の対象となっておるわけでございますから、私どもが法律として書くにはどうしてもこの名前になってまいりますが、当然いわゆる俗的な形で使っていくことは可能かと思

ただ、保護という言葉につきましては、特許法とか著作権法もいづれにしても保護という言葉を使っておられないわけでございますし、単に模倣を防止するという意味での保護だけではなくて、取引のルールをつくるという意味も含めた法律でございまして、特に保護という言葉は法律の中では使っていないわけでございます。

それから、設定登録の申請を行う可能性のあるメーカーの数は、日本国内にはメーカーの数、二十八社ありますけれども、輸入をしてそれを販売するという会社も出てくると思しますので、合計いたしまして、三十数社ぐらいが設定登録の申請を行う可能性のある会社だと考えております。

〔浦野委員長代理退席、田原委員長代理着席〕

○青山委員 回路配置の開発ですけれども、これまでなかなかその実情、実態を把握するというのは困難だと思っておりますが、例えば年間これぐらいの開発がなされているというふうな理解をしておられるかどうか。

○木下政府委員 半導体の生産がふえてくるに伴

い、当然半導体の種類も各種のものできてきておるわけでございます。私どもは、この法案を提出するに当たりまして、メーカー各社に問い合わせて、どのくらいのものがあるのかを調査したところ、数万件、多くて五万件ぐらいのものになるのではないだろうかというふうな調査結果が出ております。実際にそういう数字がすぐに出てくるのかどうかは施行してみないとわかりませんが、大体そんな程度ではないかと我々は考えております。

○青山委員 回路配置の模倣がだんだん広がってきている可能性が強いということなんですけれども、実際、その模倣がなされる状況というのはどのように理解しておられるのか。この海賊版、大衆、いろいろ他の分野でもこういう言葉を使うのですが、海賊版の出回っている状況、流通の経過、理解しておられる範囲でひとつ御説明いただきたいと思います。

○木下政府委員 回路配置は、先ほど申し上げましたように、多額の金額とそれから期間を開発のために要するわけでございますが、まねすることと比較的安く、しかも短期間にできるということでございます。過去におきましては、半導体業界において、まだ集積回路の集積度が低い段階では、その日米両国の業界で広く模倣行為が行われた歴史はございますけれども、現時点におきまして、我が国の国内で実際に回路配置の模倣が行われ、問題が発生しているという事実はないと私どもは承知いたしております。

しかし、今後集積回路の集積度の向上に伴いまして、一方、開発のためにコストはますますかかるといふようになりますし、模倣の可能性が、先ほど申し上げるような技術的可能性が高いということなので、今後模倣が行われる可能性は十分あるかと考えております。

○青山委員 通産省で把握しておられるのかどうか、日本の国内のメーカーと外国のメーカーとの間の係争、紛争についてはどんな状況なのでしょう

うか。

○木下政府委員 国内のメーカーと海外メーカーとの間の紛争が現在でも幾つかあるわけでございます。その紛争が回路配置に関する紛争という形で、はつきり出てきているかというと、必ずしもそういうものではなくて、半導体に関連する技術に関する紛争だと我々は考えておりますが、その回路配置を含めた回路技術、ソフト技術、それから生産技術のバランスのとれた技術が重視されるマイクロプロセッサ、こういう分野ではアメリカが非常に技術水準が高いわけでございますけれども、そういう分野で回路技術とかソフト技術での紛争が幾つか発生しております。具体的に日本のある企業とアメリカの企業との間でお互いに、アメリカが訴訟を起したり、それから日本の企業の方が予防的な意味で相手の企業に対して訴訟を提起したりというふうなケースがあるわけでございます。

○青山委員 回路配置の権利保護、これは利用面では大変広い産業分野にわたるものであります。ただ、権利の保護となつてくると、これは極めて専門的で限られた産業分野ですね。これを法律で権利関係を明確にしていこうというのが一体妥当なのか。これは限られた産業分野の中で自主的な運用というのか、自主的な対応といえますか、こういうものだけではやはり足りないものでしょうか。どうなんですか。

○木下政府委員 過去におきましては、半導体集積回路の回路配置につきましては、各企業がそれぞれ開発して製品化し、それを販売するという状況であつたわけでございますけれども、集積度が高まり、開発に莫大な費用を要する、しかも高度の技術力を要するといふような事態に至つた最近におきましては、企業間で、一つの会社から他社に製造を許諾し、あるいは製造権限を移転するといふような取引が増加して、取引全体の形態が複雑化してきておるわけでございます。また、この分野の産業としての将来性が高まると、半導体集積回路を製造する企業の数が増えて、当事者

間の慣行や契約ということだけでは十分対応することができないということになってきております。

それから、この法律の中にもその規定がございますが、いわゆるリバースエンジニアリングということで、既に開発されて使われております半導体を解析することによって、それを見て新たな半導体を開発し、あるいはそれと同一のものをつくるといふようなことも非常に簡単になってきておりますので、やはり業界の自主規制だけで対応するというのは、なかなかこういう問題は難しいのではないかと考えております。

○青山委員 一々後ろから出ていただくのは大変申しわけないけれども、コミュニケーションを図るといふような意味で私はお尋ねするので、特に細かくお尋ねすることをひとつぜひ許していただきたい。

日本の法律案に対して、アメリカ側は一体どういふふうに評価しておられるか、通産省の方でどういふふうに理解しておられるか、アメリカ側の評価についてどのように理解しておられますか。

○木下政府委員 アメリカと日本との間で、世界の半導体の生産の約九割を占めているという状況でございまして、アメリカにおいては、既に昨年、半導体チップの保護法ができたわけでございまして、我が国においても、そういう回路配置を保護する必要性に対する認識が高まってきておりまして、産業界もそういう要請を非常に強くしてきておったわけでございまして、この法案を御審議いただいて成立させていただいた際には、日本の業界は当然、それによって半導体全体の適正な取引が確立されるということで歓迎されると思っておりますし、それからアメリカの業界も日本に相当投資をして工場をつくっているところもございまして、それから日米両国間で取引が行われておりますので、当然アメリカの産業界の方も我が国のこのような立法化の動きに対しては、前向きで歓迎の姿勢を示すものと私は考えております。

○青山委員 日本のメーカーだけではなくて、外

国のメーカーが登録申請の手続をいたしますが、これについてはどうなんでしょう。どんな手続の仕方をお考えおられるか、それはどんな構想なんですか。

○木下政府委員 アメリカの法律と違ひまして、我が国の法律の場合には相互主義をとっておりますから、単に日本国民あるいは日本法人であるにとどまらず、外国法人であればいずれの法人、個人であつても申請ができるわけでございまして、所定の手続に従つて直接通産大臣あるいは指定登録機関に登録の申請をしていただくということになると思ひます。

○青山委員 外国メーカーの登録の動向を現在どんなふうに予測しておられますか。

○木下政府委員 先生お尋ねの外国メーカーというものの場合に、外国メーカー自身が日本に工場を持つて居る場合もあるわけでございまして、そういうメーカーは当然、日本の工場の生産分について、あるいは本国で生産しているものについての登録を行つてくるだろうと思ひます。

件数がどのぐらいかというお問い合わせですが、私ももちよつとまだはつきり把握しかねて居るところでございまして。アメリカの法律は、登録を効力発生の要件としておりませんので、ことし一月に法律が施行されてから七十件ぐらいの登録だといふふうに聞いておりますけれども、日本の場合には権利の発生要件になっておりますので、登録の数はアメリカよりはるかに多くなるだろうと思ひます。ただ、具体的にどのぐらいの数を外国のメーカーが登録申請してくるか、まだ今のところはつきり予測はできません。

○青山委員 登録申請件数と手数料のことで、後でまた時間があればちよつとお尋ねしたいと思ひますが、この日本のチップ法、これに対するアメリカの半導体業界はどんなふうに受けとめて居るのでしょうか。

○木下政府委員 我が国の業界が歓迎していると同時に、アメリカの業界においてもこの動向を非常に関心を持って見ておりまして、私どもの受け

とめて居るところでは大いに歓迎するという態度であると思ひます。私どもの産業構造審議会の審議に当たりまして、アメリカ系企業の日本における法人の代表者もメンバーに加えていろいろ議論をしておりますけれども、そういう場においてその代表の人たちは十分に日本の法律の必要性を認識しておたつたわけでございまして。

○青山委員 立法の趣旨が、アメリカの半導体チップ保護法に対応している、こういうことであるから、それなりの評価をしていただけるものだと私は思ひます。

さて、この半導体集積回路の回路配置の権利保護、これが我が国の半導体産業に与える影響について少しお尋ねしたいと思ひます。

我が国の半導体集積回路のこういった面での産業においては、技術革新の急速な進展を背景として、これまで権利保護に関する規定というのが未整備であつた。未整備であつたけれども、そのことから言つてはちよつと言ひ過ぎかもしれないが、比較的相互の技術の利用が容認されてきた、そういうことで市場の競争というものが比較的積極的に展開されてきた一面があると私は理解します。これも業界の実態の一面だといふふうに実は私は伝え聞いておるわけですが、現在の業界の受けとめ方ですね、対応の仕方、業界において、日本の業界はどのように受けとめて、どのように対応していかなければならないかという理解しているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○木下政府委員 半導体集積回路の開発のために多額の資金と期間を要するという状況になつておるわけでございまして、当然、開発されたものが適切な期間の間に回収されて、それがまた次の開発に回されるという必要があるわけでございまして、模倣によつてそういう開発努力が無に帰するといふことは産業界にとつても非常に耐えられないことであるわけでございまして。その意味で、このような立法措置で正当に開発を行った人たちの権利が保護されるということ、業界にとつて非常に喜ばれる、また歓迎される事象であると考

えますし、それによつて半導体集積回路産業全体の発展が図られるものといふふうに考えております。

○青山委員 この業界の動向ですけれども、集積回路の開発をした、回路配置の開発をしたこの権利が守られるということは、業界の秩序を保つていく上で極めて重要だと思ひます。ただし、今まで未整備であつたために比較的活発であつたという一面があつたと伝え聞いておりますから、そうしますと、今度はやはり独自の開発をやつていかなければいけない、これは当然のことです。当然のことですけれども、この権利の關係が明確になつてまいりますと、開発されていく力というのがいささか鈍化していくのではないかとはいふことも少し懸念されますが、この辺はいかがでしょうか。

○木下政府委員 この法律が施行されることによりまして回路配置の開発者の利益が適切に保護され、回路配置の取引上のルールが確立するということは、むしろ開発者の開発意欲を刺激し、技術の発展につながるというふうなものであると考へております。これに對してまして、もしこういう法律がなくて十分な保護がなされず、模倣が放置されるというふうなことであれば、むしろ技術開発の意欲が失われてしまふというおそれがあるわけでございまして、そのような意味で技術の発展のために、これはプラスの要素になるといふふうに考へております。

○青山委員 次に、半導体における日米通商問題についてお尋ねしたいと思ひます。

アメリカにおける半導体チップ保護法の立法化のねらいの一つは日本の企業に対する対策である。アメリカの半導体チップ保護法というのは日本企業対策であつた、一面そんな面もあつたといふふうに聞いておるわけです。ただ、今回我が国がこうして立法化してまいりますと、アメリカの方ではきつと一定の評価をしてくれる、技術の模倣を排除することができる、そのことによつて公正な競争が確保される、こういうことになつて日

米間の半導体の分野におけるいたずらな紛争、摩擦は未然に防止することができ、こういうふうな理解できて私は日本のこの立法化について実は評価をしております。しかし、半導体分野においては日米間で常に摩擦の火種が存在するのだというようなことが言われておりますので、その点についてこれからお尋ねをしていきたいと思っております。

半導体の日米貿易は一九八一年ごろはほぼ均衡を保っていた。しかし、その後は日本が輸出超過、アメリカにとっては輸入超過という状況になってきて、貿易の不均衡がさらに拡大しつつある。こういう状況の中で半導体の対米輸出入の動向をどのように受けとめておられるのか、日米両国の半導体市場の規模をどのように理解しておられるか、またその特徴について少し御説明をいただきたい。それぞれ相手国における製品シェアはどのようになっているのか、現状を御説明いただきたいと思っております。

○木下政府委員 先生おっしゃいましたように、七〇年代の終わりまではアメリカから日本が購入する半導体の方が輸出する金額よりも大きかったわけですが、八〇年代に入りまして、昨年は日本からアメリカ向けの輸出が三千七百二十二億円で前年の約二倍にふえておりますし、アメリカからの輸入は千六百三十六億円で五二%の増になっておりまして、若干日本の方が伸びて差が広がっている傾向が出てきております。ただ、いずれも貿易量は輸出入とも非常に高い伸びで伸びているというのが特徴であろうかと思っております。

アメリカの市場と日本の市場の規模でございますが、日本の市場はドルに直しまして約六十二億ドル程度、世界市場に占める割合が三〇%ぐらい、アメリカの市場はドルに直しまして九十八億ドル程度、世界市場に占める割合が四七%程度だと大体推定されます。それで日系メーカー、アメリカ系メーカーの世界における生産のシェアは三割、六割程度になっておるわけでございます。

○青山委員 昨年の半ばごろまではアメリカの市場は比較的好調であった。IC関係は不足が伝えられていたと聞いております。ところが、最近はどうもなさそうなニュースが入っているのですが、アメリカの需給の現状をどういうふうな理解しておられますか。それから、アメリカの需給動向の見通しと、同時にアメリカの動きに対して我が国はどんな影響を受けてくるのか御説明いただきたいと思っております。

○木下政府委員 アメリカにおきましては、昨年前半はOA機器需要の予想外の大規模な伸びということで、半導体集積回路に対する需要は大きく伸びたわけですが、昨年の秋以降、在庫調整というふうな動きも起こって日米両国企業に対する半導体集積回路の受注が減ってきております。それで受注と出荷との金額を比較する比率がございまして、八三年十二月に受注の方が出荷の一・六六倍くらいだったのが昨年の十二月には〇・六四というところまで落ち込んだわけでございます。ただ、最近に至って若干また戻ってきておりまして、そろそろアメリカも在庫調整が終わって再び注文が開始したのではないかと聞かれております。アメリカの半導体集積回路の市場は昨年に比べて今年度はマイナス成長になるのではないかと考えられます。

ただし、中長期で見ますと、当然大きく需要が伸びることが期待されておまして、十数%、二〇%ぐらいの伸びになるだろうと考えられます。そのようなアメリカ市場でございますので、当面日本からアメリカに対する半導体の輸出にも影響が出てくるだろうと思っております。先ほど申し上げましたように、在庫調整が終わってそろそろアメリカでも需要がまた回復し始めたというふうなことでございまして、再び日本からアメリカ

カ向けの輸出も成長軌道に乗っていくのではないかと感じがしております。

いずれにいたしましても、日米摩擦問題がこういう半導体分野においても起こって深刻化するということは好ましいことではございませんので、そのようなことにならないよう適切に処置してまいりたいと考えております。

○青山委員 ぜひ慎重に取り組んでいただかなければならない。今後の需給の動き次第ではせつかく鎮静化していた対日批判も再びかと思念されるわけでありまして。

そこで、日本とアメリカとの間に常に貿易摩擦が起きかねない、火種と先ほど申し上げたのです。問題点というのは一体どのように理解しておられるか。常にこれはいろいろと聞かれてきておることなんですけれども、通産省としてはどのように理解しておられますか。

○村田国務大臣 根本的な問題だと思います。私は、日米間の通商摩擦というのは常にその可能性があると思っております。なぜかといえば、もととアメリカは世界一経済が発展をしたというドル体制から戦後出たわけですが、日本は非常に国民の長い間の努力、勤勉といったものが実を結びましてアメリカに次ぐ第二の経済大国になった。しかし、基本は自由主義経済体制でありますから、これは両国間の企業間の競争が存するのは当然でございます。したがって、そうやって相互に切磋琢磨しながら発展をしていくという非常に大きなプラスの面もあるわけでございます。

ところが、本来経済構造、産業構造が違っておりますので、そういった意味での発展の段階の差、その他いろいろの点について産業分野によつて米、日の対応がいろいろ異なるわけでございます。ことしはいわゆる四分野の問題について非常に日米間の協議が進行しておりますが、またそれがほかの分野に及ぶということも全般的には十分考えられることでございまして、その間にあって日米が世界の言うなれば自由主義経済体制のリー

ダーとしてお互いに世界のために尽くし合っていくというのが一番望ましい形であろう。したがって、そういった個々の貿易摩擦の分野はお互いの良識や努力によって解決をしていくというのが根本的な方向だろうと私は思います。

特に半導体分野でございますが、ハイテク産業、特にエレクトロニクス産業を支える重要な基盤をなすものがこの半導体でございます。今後ますます発展をしていくものであるというふうな理解をしておりますが、日本としては一九八三年十一月の半導体についての日米ハイテク・ワーク・グループの提言でございまして、この提言が非常によくまとまっておりますので、これに基づいて本分野で世界における主導的立場にある日米両国が保護主義的対応をとることなく開放体制として貿易、資本、技術の交流を一層促進をしていくことが肝要であると考えておるわけでございまして、このために三月一日からの半導体関税の日米相互同時撤廃を実施するなど同提言の着実な実施に努めておるところであります。

先ほど来の青山委員の御質問を承っておりますが、私が思いますのは、言うなればこの分野における戦国時代からルールある競争に進んできたのである。これがまた世界のために半導体保護の大きな第一歩になるということを期待しておるわけでございます。

○青山委員 その辺を冷静に見ながら、やはり日本とアメリカとの関係をこれから友好的に、かつお互いに信頼の中でこの通商問題をぜひ解決していただきたいし、反面、私はこの間ヨーロッパへ行ってみたが、日本がハイテク分野でアメリカに次いで非常に発展してきたことは、これからの日本の経済に対して相当期待できるのではないかと。これまでもすばらしい発展をしてきた。特にアメリカは半導体分野における世界最大の市場でありまして、アメリカの動向というのが世界経済、特にこの分野における影響力を決定的に持っております。しかもまた、日本も非常にアメリカに次いで有望な市場でありまして、今御説明で

は日本とアメリカで九割を占めている。日本とアメリカの関係が非常に重要でありますので、相互に協力関係をきちんと確立していかなければならない。お互いに信頼関係を維持していかなければいけない。これらに対する御見解をいまだ一度大臣からひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

〔田原委員長代理退席、委員長着席〕

○村田国務大臣 青山委員の御質問にお答えいたします。

私は、言うなればハイテク分野における戦国時代からルールある競争に進歩してきた。そして日米関係はいわゆる競争の面もあり協調の面もあり、基本的には協調をして世界のために尽くしていくということをごさいます。特にハイテク分野でございまして、情報産業分野でございまして、そういう新しい時代を切り開いていく産業における協力というものは非常に重要である。したがって、基本的には日米グループで考えてまいりました提言をひとつしつかりフォローして進めていく、こういうことであらうか。そして、それは世界の秩序においてWIPPO等と相談をしてやっていかなければならぬ、そういうことであらうかと思ひます。

○青山委員 最後に、二点ばかり内容についてお尋ねをしたいと思います。

〔委員長退席、田原委員長代理着席〕

本法案の第二条「定義」についてであります。が、「半導体集積回路」、「回路配置」など法律の保護対象は、紛争を未然に防止する見地から明確に定義しておくべきだと考えます。アメリカの半導体チップ保護法においては詳細な定義を置いておりますが、政府案ではわずかに五行で述べられておるだけであります。保護対象の定義をさらに詳細に規定する必要があるのではないか、これが第一点。

それから法案第十二条一項においては「回路配置利用権」の効力は、他人が創作した回路配置の利用には、及ばない。というふうにしております。すなわち、他人が創作したものであれば、私

が創作して手続をとったものと全く同じでも、私の利用権が侵されたというわけにはいかないというふうな理解だと思ひます。同じであればそれは効力を保つ、利用権を持つ、こういうことだろうと思ひますが、さて創作によるものはこの法案の保護対象にすることにしておりますが、創作かどうかを判定するのは容易ではないと思ひます。紛争を未然に防止するための施策が必要であらうと考えます。

その一つは、回路配置利用権の設定の登録申請があつた場合にチェックをどのようにしていくのか、どのような基準で創作性を確認することができるといふ方針がどうか。また創作の要件を法令で明確にすることはできないのかどうか、お考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○木下政府委員 アメリカの半導体チップ保護法で定義とされております半導体チップ製品及びマスクワークにつきましては、先生御承知のとおり長い定義をつくっておるわけでございます。ただ私もこの法律案を検討いたします過程で、どのような定義をしたらよろしいかということいろいろ検討したわけでございまして、その際にはアメリカの法律の半導体チップ製品及びマスクワークの定義をも参考としつつ、関係者の意見を十分踏まえた上で定めたものでございまして、御指摘のようなあいまいさがあるとは必ずしも考えておりません。したがうして、私ももとしましては、当分の間定義について問題が生ずるといふことはないと考えておりますけれども、将来、技術革新の結果等により必要が生ずれば、その時点で定義の変更、追加も検討していきたいと思ひます。

ただ、アメリカの場合にはマスクワークというような概念を使っておりますが、本法案においては半導体集積回路上の、英語で言えばレイアウト、回路配置に限って権利の客体としているために定義が簡単なものとなっているわけでございますが、決して定義のあいまいさを招くものではないと思ひます。

いと私どもは考えております。

それから十二条で、独自につくった場合にはそれだけで回路配置として保護されるという規定があることについてのお問い合わせがあつたわけでございますけれども、創作か模倣か、あるいは模倣したものが創作したものに対して同一性があるかどうかというような問題が将来起こってくる可能性は十分にあるわけでございます。その点私どもとしては、裁判所において創作者と主張する人、あるいはそれに対し模倣したのではないかと

いう人たちがお互いに証拠を出し合つて、裁判において争うというふうな形で最終的には判断をする必要があるかと考えております。その場合におきまして、具体的に自分の創作した回路配置を他人に模倣された主張する場合には、問題となつております他人の回路配置が自分が創作した回路配置と同一であり、しかも相手方が模倣し得る状況にあつたことを証明していくというふうなことになるわけでございますが、一方独立開発だと主張する人の方から見れば、なぜそれを独立開発したのかということ証明していく必要が出てくるわけでございます。お互いに証明すべき材料、資料を出し合はば、おのずと独立して創作されたものがあるいは模倣して製作されたものかということとは十分に証拠によつてわかつてくるのではないかと考えるわけでございます。したがつて、このような法律事項であるために紛争が多発するといふことは必ずしも考えておりません。

それで、事前に厳密な内容の審査を行わない形になつておりました、書面審査でやることになつておるわけでございますが、書面審査でやるために模倣者が横行するというようなことがあるのではないかとこの心配は当然出てくるわけでございますけれども、その点については特許法と違ひます。先願主義を採用してないから、模倣者が真の権利者を排除して独占権を持つというようなことは、また、登録をするによつて、もしその人が模倣者であるならば、むしろ侵害の意思を権利者に明らかにするといふようなことになつて、

それによつて真の創作の方から訴えを起こされる可能性が出てくるというふうなこともございします。それから、虚偽による登録は罰則も適用されるというところでございますので、私どもは、この法律の規定の運用によりまして、模倣者が出てきて実質の創作との間でいろいろと争ひが起るおそれは割合少ないのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○青山委員 本法案が、正当な権利が保障されていく、また国際的な観点から見ても公正で妥当であるという点については私は評価いたします。ただし、登録事務の機関の運営についても、手数料の問題あるいは実態としてどの程度の登録手続が可能なのか、その見通しについてもまだまだ流動的な部分が相当あると思ひます。したがつて、法律の趣旨が適正に施行されますように、ぜひひとつその運用について十分御配慮くださいますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○田原委員長代理 工藤晃君。

○工藤(晃)委員 まず、半導体集積回路の回路配置法案の立法化のいきさつについて伺ひます。

一つは、日米の半導体摩擦の経過の中でどのように出てきたかという点であります。結論からいふと、こういう法律をつくるということはアメリカ側からの要求があつたのではないかと。経過を見ますと、ちょうど七七年三月にアメリカで半導体工業会、SIAが結成されて、日本に対するこの問題でのいろいろ批判が高まりました。その当時は特に十六KDRAMの問題が中心であつたけれども、八一年九月の関税引き下げで第一次摩擦はおさまつたと見られた。しかし、すぐに続いて六十四KDRAMを中心にして、特にその日本のシェアが高まつたということからまた摩擦が大きくなり、その後日米先端技術作業部会が設けられ、八二年十月の提言、それから八三年十一月の半導体の提言が出され、この提言の中で半導体企業の知的所有権について何らかの保護をということが出された。その後、昨年十月アメリカで半導体チッ

プ保護法が成立したということで、日本でも似たような法律をつくるのが急がれて、今度の四月九日発表した政府の対外経済対策の中にも、半導体チップ権利保護法案とコンピュータプログラム権利保護法案を今国会での成立に全力を挙げるということが書き込まれたというので、この法律案を出すいきさつというのは、まさに日米半導体摩擦の落とし子みたいにして出てきた。大体そういうふうに理解していいかどうか、この点をまず伺います。

〔田原委員長代理退席、委員長着席〕

○木下政府委員　半導体集積回路が最初に開発され、実用に移されたのはアメリカでございまして、一九五〇年代の後半だったわけでございします。それ以降アメリカの国内において目覚ましい技術進歩を遂げまして、今御指摘がありましたように、半導体集積回路の集積度も高まる、それから内容も非常に複雑なものができるといふような形になってきたわけでございまして、アメリカが世界の中での半導体の先進国の位置を占めてきたわけでございます。

我が国も、当然のことながら、半導体集積回路の重要性を考え、政府においても種々の技術開発の施策を進めてまいりましたし、それから日本のエレクトロニクス関係の企業も、半導体集積回路の将来性を考えて積極的にその技術を開発し、またアメリカから技術を取り入れて、半導体集積回路の生産をふやしてきたわけでございまして、過去十年間において生産の金額において十八倍というような非常に著しい伸びを示してきたわけでございします。現在、世界におきましては、六割がアメリカの企業の生産、三割が日本の企業の生産ということになっておりまして、両国で九割の生産を占めておる状況でございします。

したがって、従来、半導体集積回路についてはアメリカが技術的には先進的な立場にあったわけですが、近年日本側においても急速に技術開発が進み、半導体製造設備についても従来はアメリカ製の設備を使っていたのが日本製の設備

をどんどん使うようになってきて、むしろその目
本製の設備の方がいいものができるようになって
きたというような事態も起こってきたわけござ
います。

したが、いまして、半導体集積回路がそのような発展をたどつて、まあアメリカの方がやや技術的には高い分野もございますけれども、日本とアメリカとがほぼ肩を並べるような形になつてまいりまして、そして、その半導体集積回路の開発に当たつて非常にコストがかかるのに對し、それをまねすることは比較的容易だということで、その開発者、創作者の利益を保護する必要があるだろうという意識は日米双方で起つてきたわけでございます。

それで、半導体に関連いたしましたして、八〇年代の初めから日米間でいわゆる貿易問題、技術問題等に関連して話し合いを行ってきたました過程で、今先生から御指摘がありましたように、一昨年の十一月に提言が出されました、「西国政府は、半導体企業に対する知的所有権についての何らかの保護は、新たな半導体製品の開発に対する必要な誘因をそれらの企業に与えるために望ましいことを認識すべきである。」ということで、適切な対応策をここのうたつておるわけでございまして、そのような意味で、我が国としては独自の立場で半導体の回路配置の保護の立法の必要性を感じたわけでございます。

○工藤(見)委員 木下局長にお願いしますが、限られた質問時間でありますから、集積度を高くして、速度を上げていただきたいと思ひます。

さて、それに續いての質問ですけれども、ともかく今回のこの法案でも、アメリカの法律でも共通しているのは、開発者のマスクワークとか回路配置をまねされるようなことが起きないようにするということが目的なんです。先ほど来ちよつと質問に出しましたけれども、これをごく簡単に答えていただきたいのですが、かつては、マイコンについて言うと、日本のメーカーのすべてはインテル、モトローラ、ザイログなどの米国企業のセカン

ドソースなどと言われたことがあったのですが、少なくとも第二次摩擦という時代になってから、実際日本の方がそういうことをまねしてけしからぬということがあったのですか、ないのですか。

例えば、ザイログ社と日電の紛争というのも特許の侵害ということが問題であって、何か回路配置をコピーしたとかいうふうに聞いてないのですが、事実関係だけちょっとお答えください。

○木下政府委員 過去において日本の企業がアメリカからそういう技術を導入いたしまして、同じようなものをつくったという経緯があるわけでございますが、最近では、日本の企業自身で独自に開発した論理回路を含んだ集積回路をつくってきておるわけでございます。

今御指摘の日本電気とザイログ社との紛争につきまして、私どもの考え方では、回路配置に関する紛争というものではなく、むしろ今先生おっしゃいましたように、回路技術、ソフト技術、生産技術の分野においての紛争だということと考えております。

○工藤昇委員 これはこの法案の評価にもかかわるのですが、実際にそういうことは余り起きないというのに、法案だけつくろうということも一つ問題なんです。

その次の問題は、昨年十月、アメリカの半導体チップ保護法が成立しましたが、日本が似たような法律をつくらないと一体どういうことが起きると政府は予想しましたか、これも簡単に答えください。

○木下政府委員 アメリカの半導体チップ保護法は、相互主義的な考え方をとっておりまして、アメリカの法律と同じような内容で保護している国の半導体でなければ、アメリカの国内において保護しないというような形になっております。

したがいまして、我が国といたしましては、アメリカに相当の量の半導体の輸出をしておりますので、輸出しております各企業がアメリカにおいてまねされないように保護を受けるためには、同じような立法措置をすることはアメリカの法律の

見地からは必要だということは言えると思います。

○工藤晃委員　そこで、通産省としては産構審の半導体チップに関する法制問題小委員会を設けて、この法案のもとみたいなのがつくられたと思うのですが、私は小委員会の委員の名簿を見て、非常に奇異に感じたことがあります。

それは、こういう点は重大なことだと思うのですが、東芝、富士通、日立製作所、シャープ、日本電気、ソニー、大体これは重立った半導体メーカーのすべてとは言えないけれども、少なくとも私の見たところ六七％くらい占めている、そういう

う企業の代表と、それから日産自動車初め、幾つかの大きなユーザーの代表のほかに、インテルジャパンの代表取締役の方と、日本テキサスインスツルメンツ代表取締役会長という、一〇〇%外資企業の代表がこの中に入っていることですね。少

なくとも日本の立法をするとき、一つの新しい法律をつくろうとするとき、その素案をつくるような過程に、今までこういうことはあったらうか。

今度の六十年四月九日の経済対策閣僚会議の対外経済政策を見まして、この中にはたしかある問

題を限って、通信の端末機器の基準をどうするかということ、そういう外国企業の日本人の代表ですか、それも入れてやるということが出されていたと思うわけなんですが、法律をつくる上で、そういうようなことというのは今まであったのか

どうか、それを伺いたいと思います。

○木下 政府委員 半導体集積回路というのは極めて高い国際商品的なものでございまして、日米間のみならず、各国との間で相当の取引が行われ、また技術も相互に移転し合っているものでござい

ます。そのようなものでございますので、半導体の集積回路の保護を行うための法律を審議いたします際には、十分に海外の動向、海外の企業の意向等も含めて聞く必要があるというように考えたいわけでございまして、産業構造審議会で立法措

置についていろいろ検討いただく際には、広く各界の有識者に御参加いただくという考え方に立ち

まして、委員の人選に当たりましては、外資系企業の関係者にも入っていただくのが一番公平に広く意見を聞くことができるというふうに考えたからでございます。もちろん、一〇〇％外資企業であつても日本企業でございまして、それからメンバーになつた方々は日本人であるということは当然でございまして、こういう内外無差別の考え方で今後行政を進めることが非常に重要かと考えております。

○工藤(見)委員 私が開いたことに答えてないのです。これまで日本で法律をつくるときに、一〇〇％外資の、それは日本法人になつていて、一〇〇％外資の、多国籍企業というのはまさに多国籍であるところが特徴的なものであつて、そのテクニカルなところの代表者であることは変わりないわけなんです、そういう者を入れて法律をつくる準備をしたことがあるのかどうか。

さつき挙げましたのは、電気通信端末機器の基準をつくるときに「電気通信審議会への外資系企業の日本人役員等の参加等により透明性の確保を図る。」といつて、これは基準づくりですからね、法律づくりとちよつと違うと思うのですが。

○木下政府委員 今まで日本で制定されました法律を、案を審議するに当たつての審議会で一〇〇％外資の企業が入つた例があるかどうかという点は、ちよつと確認できませんが、私が記憶しておる限りにおいては、余り今まではなかったのではないかと思います。

ただ、このような世の中になつて、国際化している時代においては、当然のことながら、いろいろな行政を進めていくときに、単に日本系企業ではなくて外資系企業の人たちの意見も聞いて、しかし、それはもちろん法律に基づく資格を持った人を入れるわけでございますけれども、そういう形で進めるのが今後の経済政策を進めるに当たつて非常に重要なことだと考えております。

○工藤(見)委員 それは大変重大な発言だと思ふのです、後にも先にも初めてやつたということ、この報告で今後やる方針かと思つたら、既に

通産省は法律づくりにまでそういうことを始めていたということ、極めて重大だと思ひます。

それで問題は、この通産省の産権審の小委員会の審議がどのようにやられたかということ、これももう少し詳しくお答えいただく必要はないのですが、率直に言わしていただくと、これは中間答申もなければ何もなく、二カ月前に三カ月前でつ上げたという感じですね。極めて内容が粗末で、むしろ私はアメリカの議会のカステンマイヤーの報告なんかを読んだ方がいろいろ考え方がわかるぐらい、こちらの方がよくわからない点があります。

この中で、ただ一つ気になつたのは、これは先ほどの議論とも関係あるのですが、この二十八ページのところで「半導体集積回路及びレイアウトの定義を法律上どのように表現するかは、今後の検討課題である。」として、そもそも保護すべき半導体集積回路及びレイアウトの定義を法律上どのように表現するかは今後の検討課題だとして、それさえも決まらないうちに、いろいろな話が出てしまつた、そういうことなんです。

ですから、よくよく冷静に考えてみても、今度の知的財産所有権を保護するというけれども、特許権の保護でもない、著作権の保護でもない。いわば第三の男があらわれてきたわけですね。それで、しかもたつた一つの工業製品のために、これをなせつくらなければいけないのか、非常に異例なことをおやりになるのですから、もっともいろいろな各方面から検討を加えてしかるべきではないか。この小委員会のメンバー、先ほど私いろいろ批判しましたけれども、法律関係の人、入つていないと言へば入つていないけれども、極めて人数が少ないわけですね。本間に工業所有権との関係、著作権との関係とかいろいろ検討する必要があるのじゃないか。少なくとも、カステンマイヤーの報告なんかを見ますと、著作権からのアプローチと独自のアプローチ、それぞれどういう考えがあるかぶつて合つて、その中で少しはわかるようになっていくのに比べると、大変お粗末過ぎ

るのじゃないか。そういう点で、お答えは時間も余りありませんので、この中にあるさつき言つたいわゆるレイアウトの定義、これは解決したのですか。

○木下政府委員 半導体チップ権利保護に関する問題は、先ほど申し上げましたように、一昨年来通産省の中で担当者がいろいろと勉強をずっと続けてきていたわけでございます。審議会は昨年の秋から始まつておりますが、七回にわたつて審議をいたしまして、非常に活発な御意見をいただいたわけでございます。加藤一郎東大名誉教授を初めとして、北川京都大学教授は著作権審議会の委員でもございまして、それから中山東大教授は工業所有権に関する権威ということになつております。そういう方々の御意見も入れながら法律をつくつたわけで、短期間ではございましたが、非常に密度の濃い審議が行われたわけでございます。

先ほど御質問の定義の問題でございますが、この小委員会の報告でも、保護対象は、その①のところで極めて明確にこうすべきだということを書いておりまして、法律上どのように表現するかは今後の検討課題と言つていてございまして、この保護対象に関する審議会の意見を参考にして法制局と協議し、我々としては定義を定めたわけでございます。

○工藤(見)委員 文化庁に來ていただいておりますね。著作権審議会での半導体チップ回路配置の法制問題の審議状況について伺いたいわけであり

ます。米國議會では初め著作権法として法案を検討してきた、こういういきさつから、文化庁としても検討をかなり前からやられたと思うのですが、著作権審議会の第一小委員会ですか、そこで昨年の十月以來審議して三月まで続いたけれども、まじめまじめになつたのか、それから、どういふ意見があつたのか、何が多数意見で何が少数意見か、簡単に結構でございますからお答えいただきたいと

思ひます。

○岡村説明員 昨年の十月にアメリカの議會で半導体チップ保護法が成立いたしました。これは著作権法の中に第九章をつけ加えるという格好での改正であつたものでございまして、そこで、私ども文化庁といたしまして、半導体集積回路と著作権法による保護の関係について著作権審議会の第一小委員会で御審議願つたところでございまして、その結果、回路配置の設計図面につきましては、これは著作権法に言う學術的性質を有する図面ということで著作権法の保護の対象になることは明らかであるという結論を得たところでござい

ます。次に、チップ製品自体についてはどうかという問題につきましては、設計図面にあらわれた回路の配置が寫眞的手法によりましてチップ製品上に再生されてはおりますものの、チップ製品自体は工業製品でございまして、また、立体的構造を持つたものでございまして、これに著作権法による保護を及ぼすということについては問題のあるところでございます。それから、チップ製品自体に著作権法による保護を及ぼすべきではないというのが審議会の大方の御意見でございまして、したがつて特段の報告等は作成してないという状況でござい

ます。○工藤(見)委員 私が事前に伺つたのだと、何が多数意見か何が少数意見か決まらないうちに済んでしまつて時間切れになつたということでした、そういうことではなかつたのですか。要するに三月ごろの法案提出日に間に合はなくなつたので、それでうやむやで終つた、それで報告書も出なかつた、そういうことじゃないのですか。

○岡村説明員 ただいまお答え申し上げましたように、チップ製品自体に著作権法による保護を及ぼすことにつきましては種々問題があり、チップ製品自体に著作権法による保護を及ぼすべきであるという結論には至りませんでしたものですから、したがつて、著作権法によるカパーという問題にはなりませんのでしたから報告書等作

成していないわけでございます。審議会自身のおおよそのお考えとしては、私が今申し上げましたようなことがおおよそのお考えでございまして、したがって、時間切れといったようなたぐいのものではございません。

○工藤(晃)委員 おおよその意見ということで伺っておりますが、次の私の質問は、今度の法律で何が保護すべき知的財産になるのかという点で、要するに自分がつくったという回路配置なら何でも保護されるのか。それで、先ほど挙げましたアメリカの法律を見ても、例えば次のようなマスクワークは保護が適用されないという中で、何か平凡でありふれたデザインあるいはこれが変形されたようなものはだめだとか、そういうことがあるのですが、日本の場合は、先ほど来の質問を伺っていて、何でも出したものはいいいことなんですか、これも本当に簡単な答弁をいただきたいと思ひます。

○木下政府委員 アメリカの法律の中に御指摘のような規定があるのは確かでございますけれども、個々の要素が平凡でありふれたものであったとしても、全体としてオリジナルな否かが法律により保護されるか否かのポイントとなる趣旨でございます。回路配置につきましては、多くの資金と労力を投入した知的作業の結果物でございますので、創作物が保護に値するものとして所定の手段を経て登録を申請してきたものにつきましては、その登録を認め、保護することが適切であろうふうに考えておる次第でございます。

○工藤(晃)委員 今の答弁の中にもありましたけれども、通産省の説明によると、回路配置の開発は莫大なコストがかかる、他人の回路配置を模倣した場合には十分の一以下のコストしか要らない、だからこの模倣を禁止するんだ。それからカステンマイヤー報告を見ても、背景と問題の性質を論じているところで、要するに新しいチップをつくる企業が数年かかるのか、技術者の数千時間の労働

働が必要とか、数百万ドルぐらいかかるのか、ところが競争者の場合は、それをまねすると五万ドル以下で数カ月でマスクワークを模倣できる、だからそういう性質があるから、それが中心問題だ、だから守らなければいけない、大体そういう考え、それが一番中心問題ですね。

それで、それを前提にして私は次の質問を進めるわけなんです、そうすると、実際に最近どういうような模倣の例があったかということがこの委員会ですと質問として出されたわけでありまして、集積度の低いときはお互いに、お互いといいますが、要するに認め合っていた。しかし、今の段階では模倣しているところが多いという例は余りないんだ、ないというお答えですね。将来集積度が高くなるとそれが出てくるから、それに備えなければいけない、大体そういう趣旨だと私は伺ってきたわけです。それを前提にしてさらに質問を続けます。

私が非常に強く疑問を感じるのは、例えばDRAMの例をとってみても二、三年でもう次の世代が出てくるわけですね。一キロビットが出てきたのが、出荷時期は一九七一年、四キロビットが七三年、十六キロビットが七六年、六十四キロビットが七九年、二百五十六キロビットが八三年として、本当に二、三年ごとに次々と出てくるというのと同時に、ただこれはマスクワークだけの問題じゃないに、次の世代に上がるときには生産技術上の進歩、特に微細加工技術が、最小回路線の幅、ミクロンで示すと一キロビットのときの十倍二百五十六キロビットのときは二ないし一・五ミリメートルになる、生産技術が絶えず上がっていかないとそれに伴わないということ、しかもこのチップ産業というのはまさに量産効果といいますが、大量生産をやらないといけないので、一つが十ドルとか五ドルとかどうしても安くなってしまう。それでかなりの金額の設備投資をやらなければいけないことになりませんか。だとすると、今簡単に模倣ができるんだと言うけれども、本当に模倣してつくり出すと思えば、模倣される相手

とそう変わらない生産技術でもって、しかもほとんど高度に高める力を持つて、しかも百億とか二百億円の設備投資のやれるようなそういう企業でなければ模倣が第一できないわけでしょう。そういうことになってきていますね。将来のことを考えればますますそうなるわけですよ。

さらにもう一つ。新しいチップがあらわれて、その価格動向を見ると、非常に特徴的なのは、よく言われるレーニングカーブというのが最も典型的に出てきて、十六キロビットの場合だと、七七年以降三年間で、八〇年には三分の一になった、翌年にはまた三分の一になった。それから六十四キロビットの場合は七九年以降三年間で二十分の一まで低下したという、こういうことなんですから、このことを考えても、何か回路配置を保護をしないと、競争者が出てきて簡単に安くなって前の先発者が困るというのは大変おかしい、事実上反するんじゃないか。

むしろこの法案の出でくる問題というのは、かなり同じ水準の最も先端にあるもの同士の関係を調整するという意味はあるかもしれないけれども、少なくともその回路配置をいけば一生懸命解析して、後から売り出すとすると先発者はもうほとんど量産に入ってきて、しかも二年か三年が勝負ですからシェアを持って、しかも後発者が入ろうとすれば価格が下がっちゃっているときですからなかなか参入できない、こういう実態なんじゃないか。だからそういうことで、今まで通産省の説明やカステンマイヤー報告の中にある、まねすることを防がないと先発者が非常に困る事態に陥るとか、あるいはイノベーションにマイナスになるといふのは非常に誇張があると私は思っています。

だから結局、私がここで、この法案の中でこの法案が果たそうとしていることを理屈づけるために持ち出したのは、新しい形の知的財産である、知的所有であるというけれども、結局我々としてとらえられるのは、先発者はお金をうんと使いました、大勢の手間を使いました、それだけじゃあ

りませんか。そうすると、お金を多く使ったからそれが知的財産なのか、手間をうんとかけたらそれが知的財産としてそのまま認められていいのか、非常に強く疑問に思いますが、その点、どうでしょうか。

○木下政府委員 日本において半導体集積回路の生産に従事している企業は二十八社くらいあるわけでございます。事業所の数はもっとたくさんあります。それで日本の企業の場合にはお互いに切磋琢磨してよりよい製品をつくらうということと競争しておりますので、技術水準はほぼ大体肩を並べていると考えていただいてよろしいかと思ひます。

今先生御指摘のありました点は生産技術等についての問題でございます。例えば一・五ミクロンの微細加工の技術を持つている企業で、そういう技術を使つてある種の半導体をつくつている企業であれば、ほかの企業が独自に開発した半導体集積回路の回路配置をまねて、それと同じようなものをつくつていくということは数カ月の差があればできるわけでございます。そういうことによつて最初に莫大な期間と資金を要して開発した人たちの努力が無になる、そのことによつて公平な競争が阻害されるということを防止するためにこの法律の必要性が出てきたわけでございます。それによつて技術開発がより進んでいくということを可能にするベイスをつくつていくというのがこの法律の考え方でございます。

○工藤(晃)委員 数カ月後には同じものをどんどん売り出せるというけれども、さっき言いましたように、少なくとも問題になっている十六から六十四、六十四から二百五十六キロビットですね、それから一メガと上がっていくときに、それは本当につくつて売り出してもうけるには負けない量を産しなければいけないわけでしょう、価格はどんどん下がっていくわけですから。だから私が言うのには、それから設備投資をしたり、それから同じような技術水準を持つことは容易じゃないわけですから、次が追いかけようとしている間にも

う次の製品が出てきているわけでしょう、これが特徴でしょう。だから、このことによつて保護しなければ先発者が非常に困った事態になったという例はまず第一に今までないと言っているのです。

それから、例えば日本が六十四KのDRAMで世界市場の七割を制したというけれども、今まではそういう法体系はアメリカにもなかったし、日本にもなかったわけですから……（私語する者あり）

○粕谷委員長 発言中ですから御静粛に願います。

○工藤（晃）委員 当然簡単に日本の六十四KDRAMがまねされてどんだん押されたという事実があつてよきようなものですが、そういうことも余り聞いてない、そういうことを言っているわけなんです。

それで時間も余りないのでもう一度だけやると、要するにお金をうんとかけて手間がかかったというだけで知的な財産と言えるのかどうかということなんです。私は言えないと思うのですが、どうですか。

○木下政府委員 メモリーの半導体の場合には、たしか先生が今おっしゃったように技術進歩によつて集積度が非常に高まって、そのテンポも非常に速いという実態がございますが、ロジックあるいはマイクロプロセッサというような論理計算を行うようなものであれば一つの集積回路について非常に独自の回路配置ができて、それが非常に生命が長いというものもあるわけでございます。

それで今御指摘の点はむしろ生産技術、加工技術が進んできたことによつて例えば集積度も高まってきたということでございますので、高まった集積度の集積回路をつくれる企業であれば、ほかの企業が開発したものをほかの企業のかけたコストよりはるかに少ないコストでそのまままねしてやるということとは論理的にかつ技術的に十分可能でございますので、そういうことを防止しようというのがこの法律の趣旨でございます。

○工藤（晃）委員 もう一問伺いますけれども、先ほどアメリカ系企業と日本系企業で世界の九割というのを言いましたが、企業の数で言いますと例えばアメリカで十社とか日本の十社で、それだけの業界でどのくらいのシェアを持っているか、簡単に答えていたきたいと思います。

○木下政府委員 日本の場合には上位十社のシェアが九割を超えておりますし、アメリカの場合には上位十社のシェアで七五〇程度のシェアを持っております。

○工藤（晃）委員 この法案の内容で非常に疑問に持たれるのは、たつた一つの種類の工業製品のために、工業所有権でもないあるいは著作権でもない、まさに第三のものを独立してつくらせるということ、それでしかも内容的に言いますと、さっき言った日本の十社、アメリカの十社でほとんどを占めてしまふ。そういう少数者のための立法という感じがしてならないわけがあります。しかも、工業所有権とかあるいは著作権で守られるところは守られていて、その上にそれぞれの企業は、資本力が強いとか立派な研究所を持っているとか、それから技術水準が高いとか、そういう点でほかの企業よりか優位な立場に立っているが、なおかつこの回路配置のレイアウトということになぜ保護をさらにかけられなければならないのか。余りにも重ね重ねの保護ということになるのではないのか。しかもレイアウトと漠然と云つて、レイアウトのどの要素について守るか、これは全く漠然としていっているわけですね。レイアウトといつたて、もちろんある機能を果たすのと密接不可分のレイアウトなんですよけれども、こういう要素が新しいからこれを客観的に取り出して社会的にも認めて保護しようというのでなしに、ともかく自分でつくり出したというレイアウトなら何でも持つてきなさいということになっているわけなんです。

ですから、もう一度言いますと、たつた一つの工業製品のために、しかも日本の十社とかアメリカの十社でほとんど世界市場を押さえてしまふような、そういうもののためにさらに手厚い保護が要るのか。しかも、知的財産保護という点からいまでも極めて疑問に感じられるわけですね。さっき言ったようにお金をうんとかけているから守らなければならない、手間がかかっているから守らなければならない、これはどこが知的財産に当たるのか、その分析もない、結論だけのものだ、こういうふうに私は考えるわけです。

そういう点でもう一つ大きな問題として、結局、日米の半導体のICメーカーがこういう形で保護し合うことによつて、ただ日米間の摩擦解消というだけではない、一つの事実上の国際カルテルみたいになつて、ヨーロッパ系の企業に對し、あるいはよく言われるNICS系企業の追い上げを遮断するような批判も私聞いておりますが、そういう国際カルテルの意味も出てくるのではないのか。その点どうでしょうか。

○木下政府委員 特定の工業製品だけを対象として、法律により保護することになった例はこの法案が初めてというふうに私どもも考えておりますけれども、ただ半導体集積回路といふものは、機械器具に非常に広く使われるようになってきておりまして、私どもは産業の米というふうに言っておるような重要な産品ということになってきていっているわけでございます。

それで、そういう重要な産品につきまして、しかも高度の先端技術を使つてつくられる製品につきまして、まねをすることによつてまねをされた人たちの努力を無に帰するような取引が行われるというところは、決して産業全体の発展に好ましいことではない。そういうようなことが行われるために技術開発が進まないというようなことになれば、それによつて結局経済全体の発展にも悪影響を与えるというようなことになるわけでございます。そういう見地から公正な取引ができる土台をつくるというのがこの法律の趣旨でございます。

したがってこの法律は、単に模倣者を防止するという趣旨だけではなくて、取引上のルールを確立するという面も持ち合わせているわけでございます。

います。

それから発展途上国の追い上げ等についての御指摘ございましたけれども、発展途上国において我が国の製品を模倣し、あるいはアメリカの製品を模倣してつくつたものがどんだん伸びていくことが好ましいということではなくて、そういう発展途上国自身も技術を磨いてみずからの独自の製品をつくつてもらうということが非常に重要なわけでございます。そういうものについては我が国の法律で我が国の企業と同じように保護してやろうという考え方でございまして、むしろ非常に国際的な点にも留意した法律であると我々は考えております。

○工藤（晃）委員 時間が参りましたので、質問は終わります。

我が党も、知的財産の保護ということは大変大事なことで思つておりますけれども、この法案に関して言えば、まさに日米経済摩擦の中で出された、十分な検討が各方面でなされないまま出されてしまったと感じざるを得ませんし、またこの法案の効果そのものが、余りにも日米のICの大手のメーカーの利益を裸で体現して、さっき言いましたような国際カルテルのおそれを感じます。そういうことからどうしても賛成できないというところで、私の質問は終わります。

○粕谷委員長 工藤君の質疑は終了いたしました。これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○粕谷委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

半導体集積回路の回路配置に関する法律案につきまして採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○粕谷委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。（拍手）

○粕谷委員長 この際、本案に対し、田原隆君外三名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。田原隆君。

○田原委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

半導体集積回路の回路配置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 回路配置利用権の法的性格にかんがみ、回路配置制作者の適切な保護に留意するとともに、本制度の創設に伴い、事業者の積極的な独自技術による開発の促進を図ること。

二 指定登録機関への登録事務の委任に当たっては、その中立公平性を確保するとともに、登録申請件数等の的確な把握に努め、その事業運営が円滑に遂行されるよう万全を期すること。

三 半導体集積回路の回路配置制作者の権利が国際的にも適切に保護されるよう、WIPPO(世界知的所有権機関)における検討作業等において、新たな条約の締結に向けて積極的役割を果たすこと。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○粕谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本動議について採決いたします。

田原隆君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○粕谷委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通産大臣。

○村田国務大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議については、その御趣旨を尊重して、遺憾なきを期してまいりる所存でございます。

○粕谷委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○粕谷委員長 次に、内閣提出、中小企業技術開発促進臨時措置法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。村田通産大臣。

中小企業技術開発促進臨時措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○村田国務大臣 中小企業技術開発促進臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今の中小企業をめぐる環境を見ますと、技術革新が急速かつ広範に進展し、技術の細分化、複合化傾向が増大する一方で、国民ニーズの多様

化、高度化、短サイクル化の傾向が強まっています。このような環境変化は、中小企業がみずから積極的に技術開発を行い、その技術力の飛躍的な向上を図るとともに、これを生かして新たな事業分野の拡大や生産工程の合理化等を実現する機会を著しく増大させるものと言えます。しかしながら、依然として中小企業の技術開発活動及びこれを支える基盤は脆弱であり、これを放置した場合

には、せっかくの機会を逸することになるのみならず、我が国産業技術の調和ある発展が阻害されることとなりかねません。このため、技術開発の進展に即応した中小企業の技術開発を促進し、その技術開発力を涵養することにより、我が国の今後の発展の牽引力となるべき活力ある中小企業を育成していくことを主眼として、本法案を立案したものであります。

まず、本法案の目的は、最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に対処して中小企業が行う技術開発を促進するための措置を講ずることにより、中小企業の技術の向上を通じて、中小企業の振興と我が国産業技術の調和ある発展を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することにあります。

次に、本法案においては、第一に中小企業者及び組合等に対して、本法で振興しようとする技術開発の対象とすべき技術の内容、中小企業者及び組合等がとるべき技術開発の実施方法等を示す中小企業技術開発指針を定めることとしております。

第二に、技術に関する研究開発を行うとする中小企業者及び組合等は、それぞれ技術開発に関する事業についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとしております。

第三に、認定を受けた中小企業者及び組合等並びにその組合等の構成員たる中小企業者に対し、種々の助成措置を講ずることとしております。助成措置の内容は、具体的には、技術開発事業の実施に必要な資金の確保、中小企業投資育成株式会

社法の特例措置の適用、中小企業信用保険法の新たな技術企業化保険の付保限度額の拡大等の特例措置の適用であります。

また、これらの組合等及びその構成員たる中小企業者の行う技術開発事業のために税制上の特例措置を講ずることとしております。

第四に、中小企業者及び組合等が行う技術革新の進展に即応した技術開発を促進するため、情報の提供及び人材の養成等に努めるとともに、技術開発事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うこととしております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○粕谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○粕谷委員長 この際、小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

エネルギー、基礎素材及び鉱物資源に関する諸問題を調査するため小委員二十名よりなるエネルギー、基礎素材及び鉱物資源問題小委員会並びに

流通に関する諸問題を調査するため小委員二十名よりなる流通問題小委員会を、それぞれ設置することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

両小委員会の小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

両小委員会の小委員及び小委員長は委員長において指名し、追って公報をもってお知らせをいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任、補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○粕谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る十九日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後三時十四分散會

中小企業技術開発促進臨時措置法案

中小企業技術開発促進臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に対処して中小企業が行う技術開発を促進するための措置を講ずることにより、中小企業の技術の向上を通じて、中小企業の振興と我が国産業技術の調和ある発達とを図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する

事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会で、政令で定めるもの

2 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

3 この法律において「技術開発」とは、次に掲げる行為をいう。

一 中小企業者（第一項第六号に掲げる者を除く。次条第二項及び第四項、第四條第一項、第五條第一項及び第二項、第六條第一号並びに第十一條において同じ。）が技術（生産、販売又は役務の提供の技術で、技術革新の進展に即応し、かつ、著しい新規性を有するものに限る。以下同じ。）に関する研究開発を行うこと（当該中小企業者が当該研究開発の成果の利用を行うことを含む。）

二 組合等が技術に関する研究開発を行うこと（当該組合等又はその構成員が当該研究開発の成果の利用を行うことを含む。）

第三條 通商産業大臣は、技術開発に関する指針（中小企業技術開発指針）

第三條 通商産業大臣は、技術開発に関する指針

（以下「技術開発指針」という。）を定めなければならない。

2 技術開発指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 技術開発の対象とすべき技術の内容に関する事項

二 中小企業者及び組合等が採るべき技術開発の実施方法に関する事項

三 その他技術開発を行うに当たつて配慮すべき重要事項

3 通商産業大臣は、技術革新の進展その他経済事情の変化のため必要があると認めるときは、技術開発指針を変更するものとする。

4 通商産業大臣は、技術開発指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

5 通商産業大臣は、技術開発指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（技術開発計画の認定）

第四條 中小企業者及び組合等は、技術に関する研究開発を行うおうとするときは、技術開発に関する事業（以下「技術開発事業」という。）についての計画を作成し、これをその住所を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の計画には、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 技術開発事業の目標

二 技術開発の対象とする技術の内容、技術開発の実施方法、技術開発に必要な施設その他技術開発事業の内容

三 技術開発事業の実施時期

四 技術開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 組合等が技術開発事業に係る試験研究のた

めの費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る同項の計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が技術開発指針に照らして適切であること

二 前項第四号に掲げる事項が技術開発事業を確実に遂行するため適切なものであること

三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること

（技術開発計画の変更等）

第五條 前条第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、その住所を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同項の計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「技術開発計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた中小企業者若しくは組合等が技術開発計画に従つた技術開発事業の実施をしていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

（資金の確保）

第六條 国は、次に掲げる者による技術開発計画（第二号に掲げる者にあつては、その者を構成員とする同号の組合等に係る技術開発計画）に従う技術開発事業の実施に必要な資金（以下「技術開発事業資金」という。）の確保に努めるものとする。

一 第四条第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等

二 前号に規定する組合等（以下「認定組合等」という。）の構成員たる中小企業者（中小企業投資育成株式会社の特例）

第七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一十一号）第八條第一項各号に掲げる事業のほか、前条各号に掲げる者（以下「認定中小企業者等」という。）のうち資本の額が一億円を超える株式会社で同項第一号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むものが技術開発計画（認定組合等の構成員たる中小企業者にあつては、当該認定組合等に係る技術開発計画。以下同じ。）に従つて技術開発事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株又は転換社債の引受け及び当該引受けに係る株式又は転換社債（その転換により発行された株式を含む。）の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株又は転換社債の引受け及び当該引受けに係る株式又は転換社債（その転換により発行された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第八條第一項第一号の事業とみなす。（中小企業信用保険法の特例）

第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三條の六第一項に規定する新技術企業化保険（以下単に「新技術企業化保険」という。）の保険関係で、技術開発関係保証（同項に規定する債務の保証で技術開発事業資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについては、同条第二項の二の規定の適用については、同条第一項中「一億円」とあるのは「一億三千万円（中小企業技術開発促進臨時措置法第六條に規定する技術開発事業資金（以下単に「技術開発事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「一億円」と、「二億円」とあるのは「二億六千万円（技術開発事業資金以外の資金

に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、同条第二項中「一億円」とあるのは「一億三千万円（技術開発事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億円」とする。

2 信用保証協会が中小企業者について一の無担保保証（技術開発関係保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供せざることをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の無担保保証に係る無担保保証保険関係（新技術企業化保険の保険関係で無担保保証に係るものをいう。以下同じ。）の保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、当該中小企業者についての無担保保証保険関係の保険料額の合計額が三千万円を超える場合における当該一の無担保保証に係る無担保保証保険関係の保険料の額については、この限りでない。（課税の特例）

第九条 認定組合等が、技術開発計画で定める課税の基準に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、当該技術開発計画に従つて実施する技術開発事業に係る試験研究（以下「技術開発計画に係る試験研究」という。）に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合で、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 認定組合等が技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し技術開発計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合は、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとす。

3 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、技術開発計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

4 認定組合等の構成員たる中小企業者が技術開発計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。（技術開発の促進のための措置）

第十条 国及び地方公共団体は、技術開発を促進するため、情報の提供及び人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、認定中小企業者等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。（報告の徴収）

第十一条 都道府県知事は、第四條第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の実施状況について報告を求めることができる。（罰則）

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の廃止）
第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

（地方税法の一部改正）
第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第五百八十六條第二項第十三号の三の次に次の一号を加える。
十三の四 中小企業技術開発促進臨時措置法（昭和六十年法律第 号）第四條第一項の規定による認定を受けた同法第二條第二項に規定する組合等が当該認定に係る同法の技術開発事業（これに係るものとして政令で定める事業を含む。）の用に供する土地附則第三十二條の三第三項中「次条第一項及び第二項」を「次条第一項から第三項まで」に、「第五項まで」を「第六項まで」に、「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第八項とし、同条第六項の表の下欄中「附則第三十二條の三第三項から第五項まで」を「附則第三十二條の三第三項から第六項まで」に改め、同条同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定都市等は、事業所用家屋で中小企業技術開発促進臨時措置法の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間に同法第四條第一項の規定による認定を受けた同法第二條第二項に規定する組合等（以下本項及び次条第三項において「組合等」という。）が当該認定に係る同法第四條第一項の計画に従つて実施する同項の技術開発事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係るものの新築又は増築で当該組合等が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間

施行する。

に行われたときに限り、第七百一条の三十二
第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事
業所税を課することができない。この場合に
おいては、第七百一条の三十四第十項の規定
を準用する。

附則第三十二条の三の二第二項中「本項」の下
に「及び次項」を加え、同条第三項中「前二項」を
「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条
第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第六項に規定する施設に係る事業所等
において組合等が行う事業に対して課する事
業に係る事業所税のうち資産割の課税標準と
なるべき事業所床面積の算定については、当
該事業に係る同項に規定する政令で定める期
間を経過する日以後に最初に終了する事業年
度分までに限り、当該施設に係る事業所等に
係る事業所床面積から当該施設に係る事業所
床面積の二分の一に相当する面積を控除する
ものとする。この場合においては、第七百一
条の四十一第八項の規定を準用する。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第
八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の三の次に次の一号を加
える。

六の四 中小企業技術開発促進臨時措置法
(昭和六十年法律第 号)の施行に關す
ること。

理 由

最近における技術革新の急速な進展及び需要構
造の著しい変化に中小企業が円滑に対処するため
に必要な技術の向上を図る観点から、中小企業技
術開発指針を策定するとともに、これに従つて中
小企業が行う技術開発を促進するために必要な中
小企業信用保険法の特例措置を講ずる等の必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

昭和六十年四月二十七日印刷

昭和六十年四月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局